

第3期我孫子市障害者プラン（案）

「自分らしく」を応援するまち あびこ

障害者計画  障害福祉計画



千葉県マスコットキャラクター「チーパくん」（左）と
我孫子市マスコットキャラクター 手賀沼のうなきちさん（右）



令和3年度～令和5年度

我孫子市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 障害者福祉を取り巻く動向.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 基本理念および視点.....	4
6 策定体制.....	5
第2章 障害のある方の現状と課題	6
第1節 障害のある方の現状.....	6
第2節 障害のある方を取り巻く状況および課題.....	11
第3章 計画の基本的考え方	26
1 基本目標.....	26
2 施策の体系.....	28
第4章 基本計画	30
基本目標1 地域における理解・啓発.....	30
基本目標2 相談支援と権利擁護体制の充実.....	32
基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実.....	36
基本目標4 就労・社会参加の促進.....	43
基本目標5 安心して暮らせる環境づくり.....	46
第5章 障害福祉サービス等の目標	49
第1節 国の基本指針の概要.....	49
第2節 成果目標の設定.....	50
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	50
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	51
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	52
4 福祉施設等から一般就労への移行等.....	53
5 相談支援体制の充実・強化等.....	54
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	55
第3節 障害福祉サービス等の見込み量（活動指標）.....	56
1 障害福祉サービス.....	57
(1) 訪問系サービス.....	57
(2) 日中活動系サービス.....	58
(3) 居住系サービス.....	60
2 相談支援.....	61

3 地域生活支援事業.....	62
(1) 理解促進研修・啓発研修.....	62
(2) 自発的活動支援事業.....	63
(3) 相談支援事業.....	63
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	64
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	64
(6) 意思疎通支援事業.....	65
(7) 日常生活用具給付事業.....	65
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	66
(9) 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）.....	67
(10) 地域活動支援センター事業.....	67
(11) その他の地域生活支援事業.....	68
第4節 計画の推進体制と進行管理.....	69
1 推進体制.....	69
2 達成状況の点検および評価.....	69



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我孫子市障害者プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく福祉サービスの提供量の見込みやその確保の為の方策等を定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持ちます。

現行の「第2期我孫子市障害者プラン」の計画期間が令和2年度までとなることから、障害者総合支援法に基づき、関連計画等との整合・調整を図りながら「第3期我孫子市障害者計画」と「第6期我孫子市障害福祉計画」を合わせる「第3期我孫子市障害者プラン」を策定するものです。

また、「第3期我孫子市障害者プラン」では、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、福祉の動向を踏まえ策定し、千葉県「第七次千葉県障害者計画」と連携を図っていきます。

2 障害者福祉を取り巻く動向

法改正等の動き

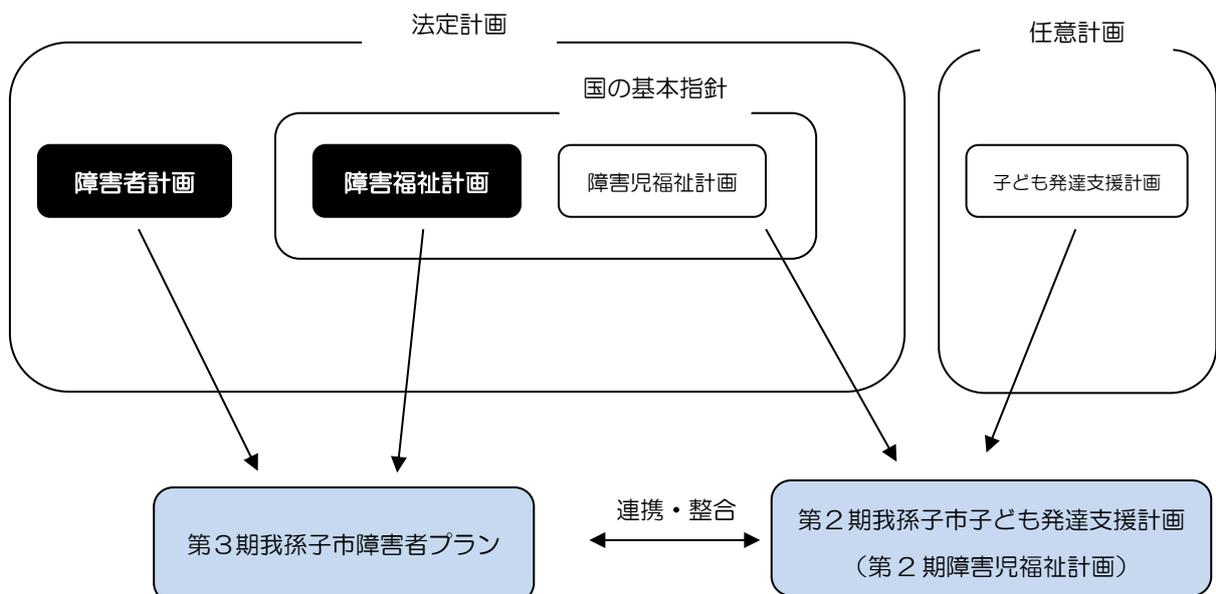
平成18年	4月	障害者自立支援法の施行
平成22年	12月	障害者自立支援法の改正
平成23年	8月	障害者基本法の改正
平成24年	10月	障害者虐待防止法の施行
平成25年	4月	改正障害者総合支援法の施行
	6月	障害者優先調達推進法の施行
		障害者差別解消法の成立
		障害者雇用促進法の改正
		精神保健福祉法の改正
平成26年	1月	障害者の権利に関する条約の批准
平成28年	4月	障害者差別解消法の施行
		成年後見制度利用促進法の施行
		障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例改正
	6年	障害者総合支援法の改正
平成30年	4月	改正障害者総合支援法の施行

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「我孫子市第三次総合計画」や、健康福祉部門及び子ども部門の個別計画の上位計画にあたる「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の基本理念である『安心とゆとりの健康福祉都市あびこ～地域が「つながり」みんな「考え」互いに「支え合い」あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～』に基づき策定した計画です。

また、「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の個別計画として位置づけられ、子ども発達支援計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、心も身体も健康プラン等の関連する計画と連携・整合を図るものです。

なお、国の基本指針に示された児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」については、障害者プランとは別に「我孫子市子ども発達支援計画」として策定します。



4 計画の期間

本計画の計画年度は、障害者基本法に計画期間の規定がないことおよび障害者総合支援法による基本的な指針において障害福祉計画の計画期間が3年とされていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、令和5年度に本計画全体の検証と評価を行い、見直していきます。

	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
我孫子市総合計画	第三次 (第三次基本計画) (平成28年度～令和3年度)			第四次 (前期基本計画) (令和4年度～令和9年度)		
健康福祉総合計画	第5次(平成27年度～平成31年度)		第6次(令和2年度～令和6年度)			
障害者プラン (障害者計画 障害福祉計画)	第2期 (平成30年度～令和2年度)			第3期 (令和3年度～令和5年度)		
子ども発達支援計画	改訂版 (第1期障害児福祉計画) (平成30年度～令和2年度)			第2期 (第2期障害児福祉計画) (令和3年度～令和5年度)		
介護保険事業計画	第7期 (平成30年度～令和2年度)			第8期 (令和3年度～令和5年度)		
高齢者保健福祉計画	第8次 (平成30年度～令和2年度)			第9次 (令和3年度～令和5年度)		
心も身体も 健康プラン (健康増進計画 食育推進計画 歯と口腔の健康づくり基本計画)	第2次(平成27年度～令和6年度)					

5 基本理念および視点

「自分らしく」を応援するまち あびこ

基本理念の考え方

「自分らしく」は、“障害の有無にかかわらず、主体的に生きる”ことを表し、「応援する」とは、“本人の主体性を大切に、意思決定を尊重するという支援のあり方”を表現しています。

計画の視点

「基本理念」の内容を実現するため、本計画の視点を次の3つとします。

1 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害のある方のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していきます。また、障害のある方本人の意思を尊重し、自己決定や自ら選択できる生活を実現させるため、障害のある方の権利擁護を推進します。

2 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け計画的に推進を図ります。また、住み慣れた地域で暮らしていくために、地域住民に対する障害のある方への理解を促進し、共に支え合う誰にもやさしいまちづくりを目指します。

3 自分らしく生活できる地域づくりの推進

身近な場所でいつでも必要な情報提供と相談が受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。また、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、身近な地域で自分らしく安心して生活できるようサービスの基盤整備を進めます。

6 策定体制

1 我孫子市自立支援協議会への意見聴取

計画の策定にあたり、関係団体に所属する者や有識者、障害者等により構成する「我孫子市自立支援協議会」へ報告し、意見を聴取するものとする。

2 庁内体制

(1) 計画策定全般にかかる事務は、健康福祉部障害福祉支援課において行います。

(2) 計画の策定にあたり、あらかぎ園・障害者福祉センター・就労支援センター・子ども相談課・こども発達センターの関係各課と連絡調整を行うものとしします。

コラム① 知っていますか？障害に関するシンボルマーク

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人や聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。

問い合わせ 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話 03-3225-5600
FAX 03-3354-0046



車いすマーク

障害のある方が利用できる建物や公共輸送機関であることを示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは「すべての障害者を対象」としたもので特に車椅子利用者だけに限られたものではありません。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601
FAX 03-5273-1523

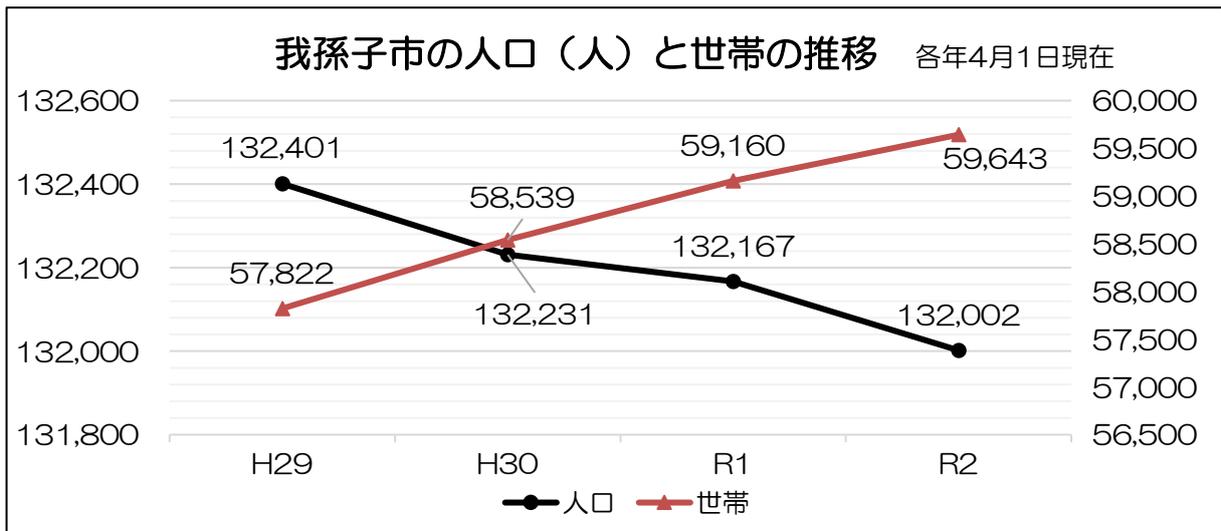


第2章 障害のある方の現状と課題

第1節 障害のある方の現状

1 市の人口

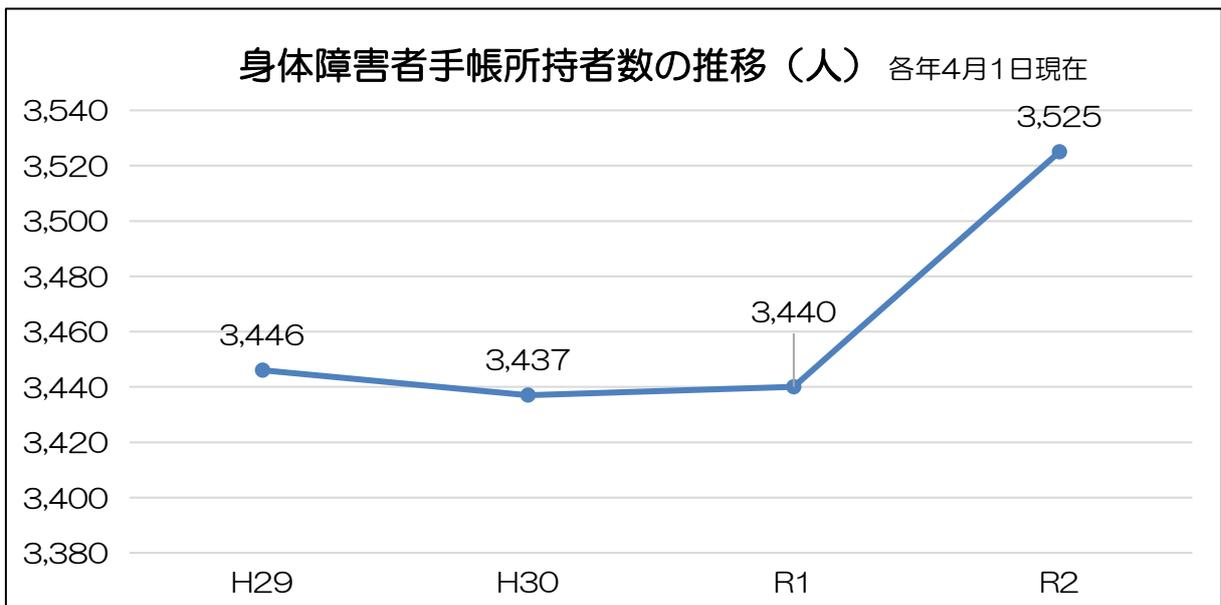
令和2年4月1日現在、市の人口は132,002人で、世帯数は59,643世帯となっています。



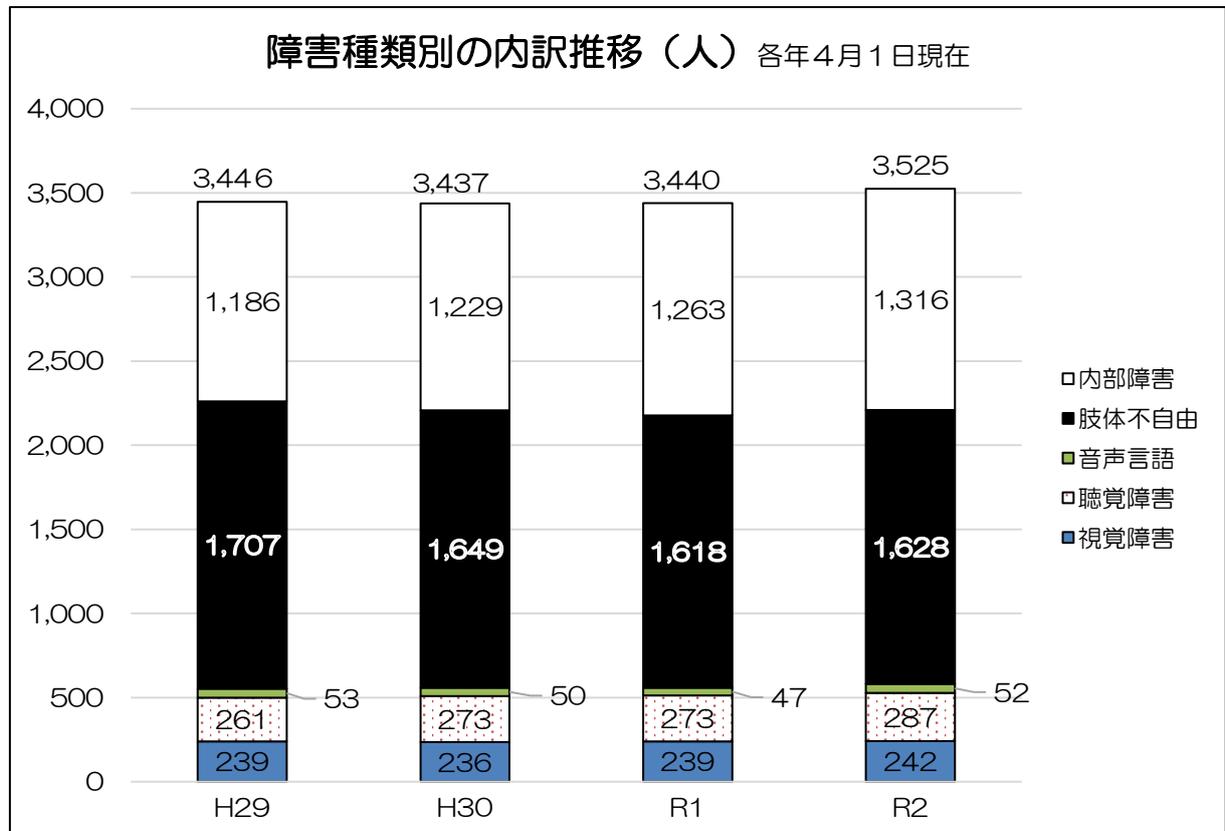
2 障害のある方の我孫子市の状況

(1) 身体障害者

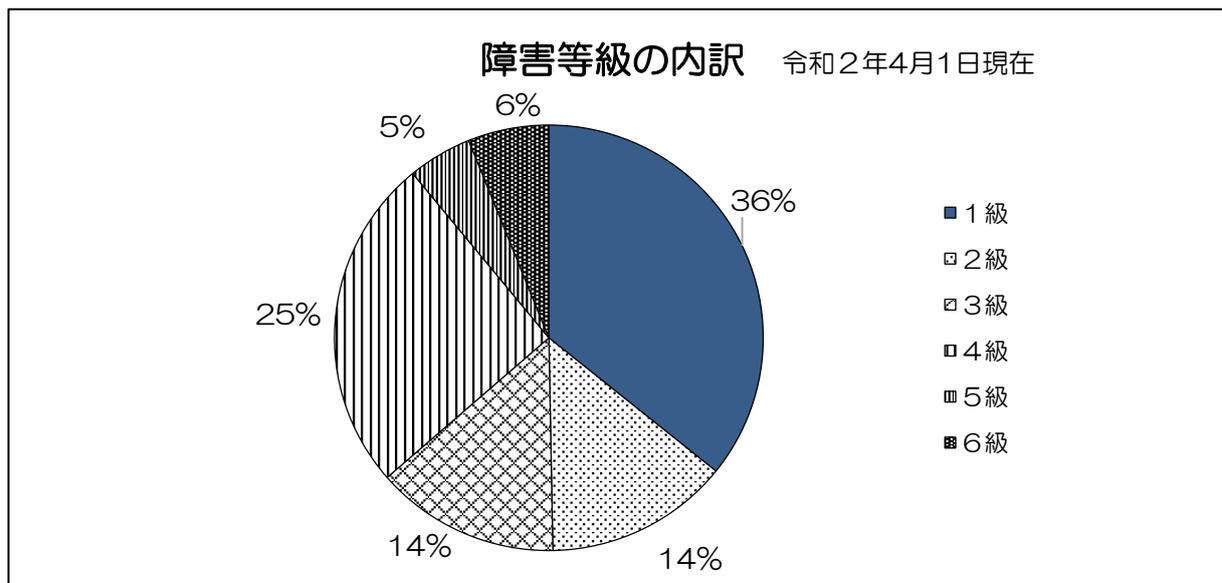
令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は3,525人で、平成29年から約1.02倍と増加しています。



令和2年4月1日現在の障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が1,628人で、全体の約46%を占めています。「聴覚障害」は平成29年から約1.10倍、「内部障害」は平成29年から約1.11倍と増加しています。

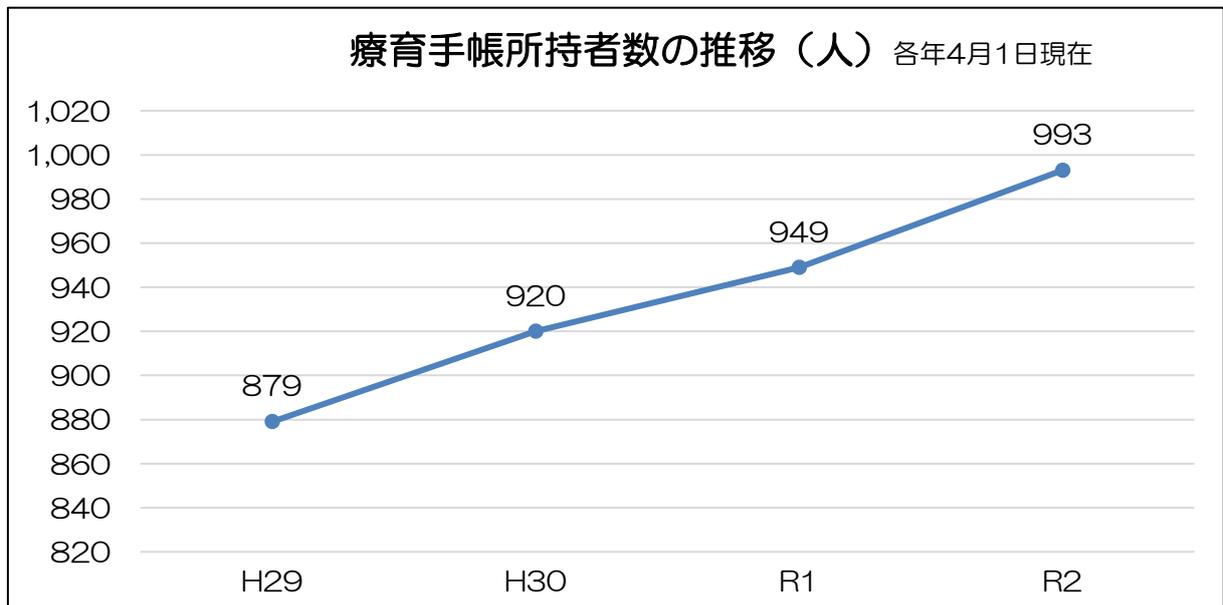


また、障害の等級別にみた割合は1級が36%と最も多く、2級の手帳所持者と合わせると、重度の障害のある方が全体の半数を占めています。

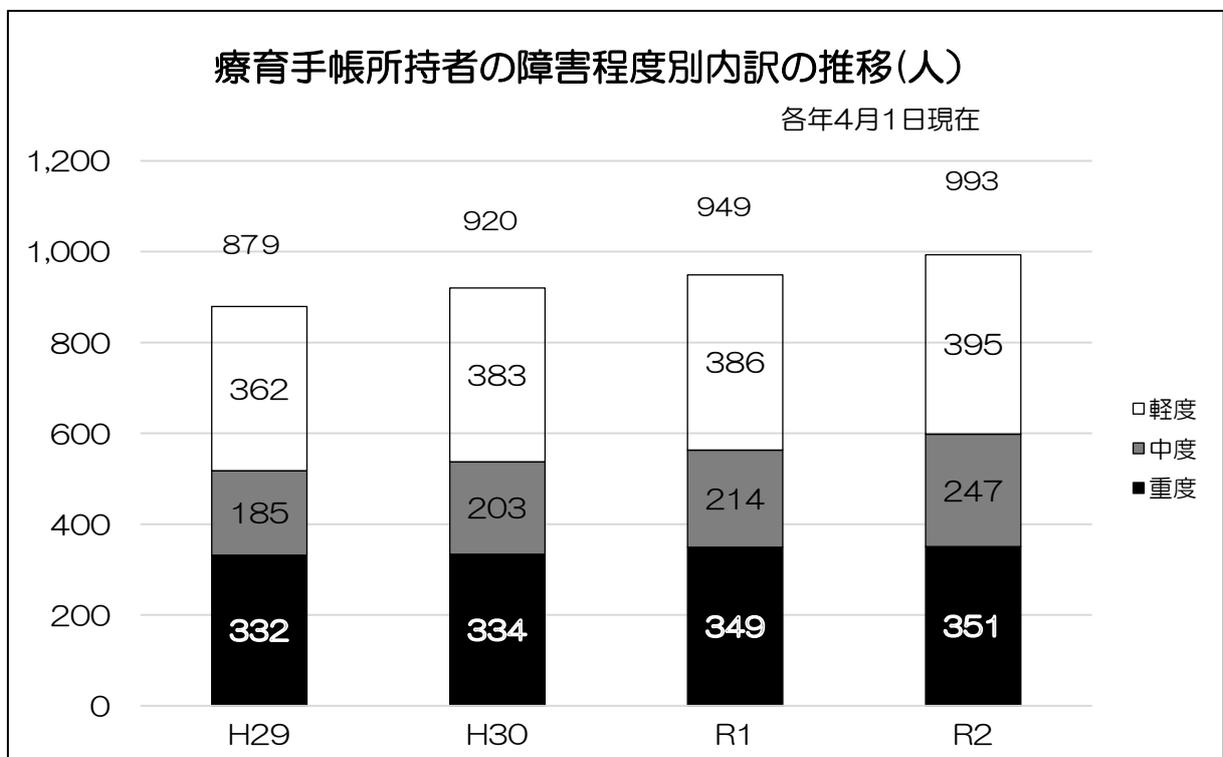


(2) 知的障害者

令和2年4月1日現在の療育手帳所持者は993人で、この3年間で約1.13倍となっており、年々増加傾向にあります。

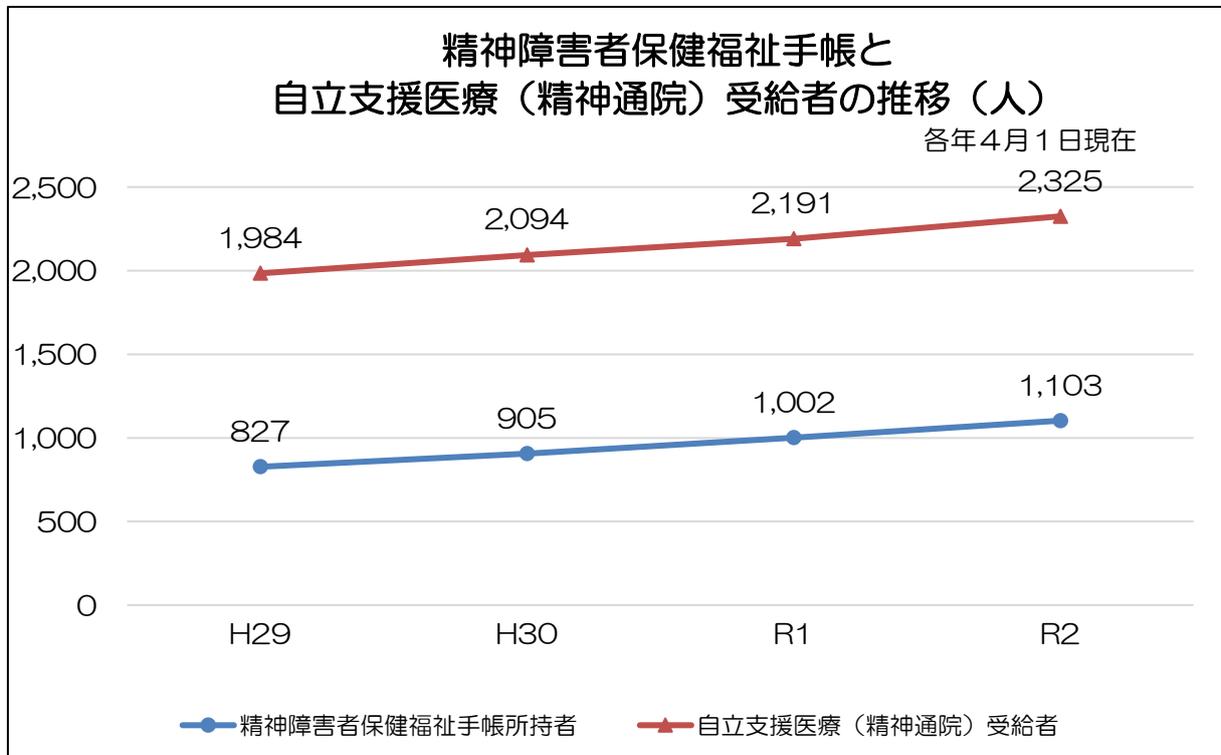


障害の程度別にみると、この3年間で、重度の療育手帳所持者数が約1.06倍、中度の療育手帳所持者数が約1.34倍、軽度の療育手帳所持者数が約1.09倍に増えています。

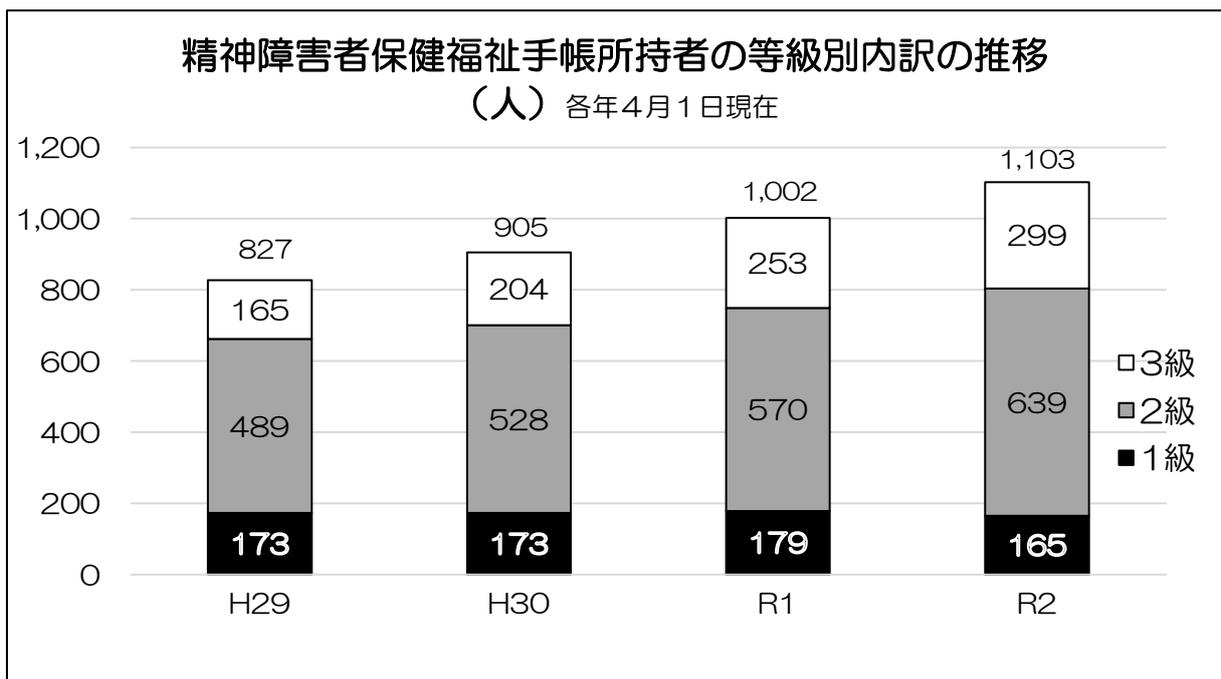


(3) 精神障害者および自立支援医療（精神通院）受給者

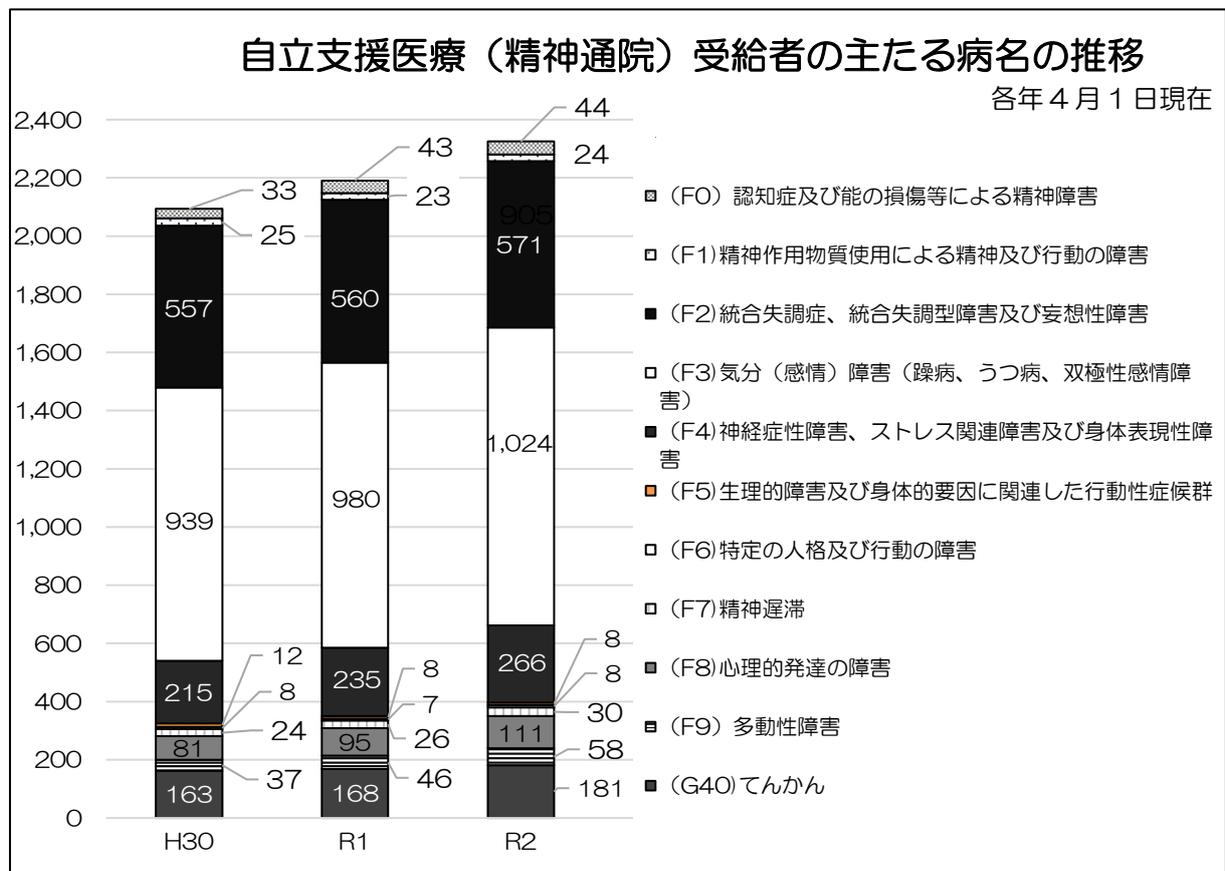
令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,103人で、この3年間で、1.33倍となっています。また、自立支援医療（精神通院）の受給者は、2,325人で、この3年間で1.17倍となっており、どちらも増加傾向となっています。



手帳の等級別にみると、この3年間で、2級が1.31倍、3級が1.81倍に増えています。

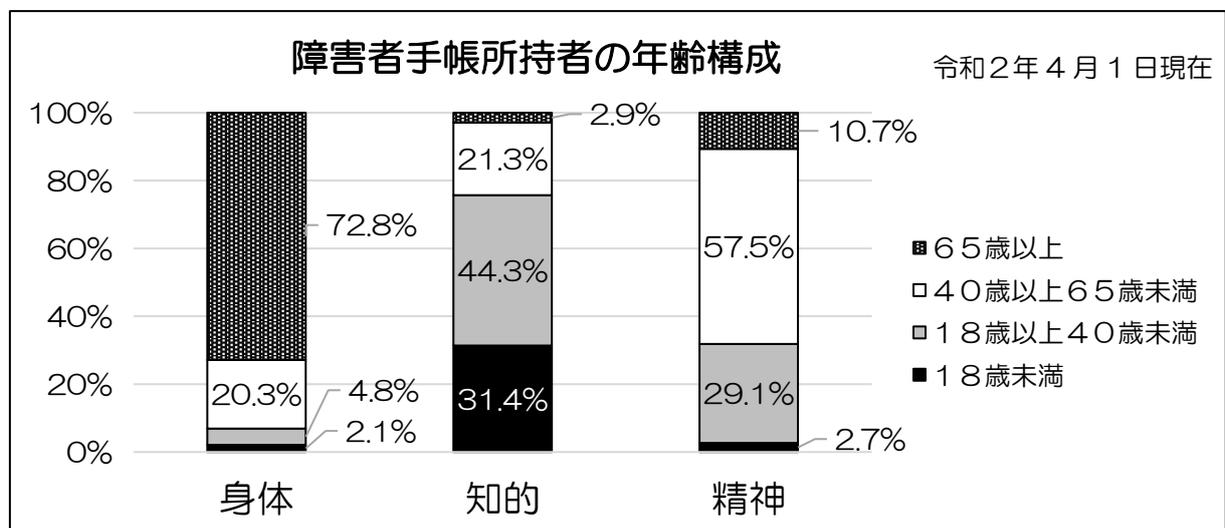


自立支援医療（精神通院）受給者の主たる病名別にみると、令和2年4月1日現在で「(F3)気分（感情）障害（躁病、うつ病、双極性感情障害）」が1,024人で、この3年間で1.09倍となっています。



3 年齢構成

身体障害者は、65歳以上の高齢者が全体の72.8%を占めています。知的障害者は18歳から40歳未満が全体の44.3%を占めています。精神障害者は40歳以上65歳未満が全体の57.5%を占めています。なお、3年間での構成比率については、大きな変化はありません。



第2節 障害のある方を取り巻く状況および課題

1 市民アンケートの実施結果

令和2年6月29日から7月10日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市に登録のある障害に関する手帳を所持している方を対象に、郵送によるアンケートを実施しました。

(1) アンケートの概要

今回のアンケートでは、障害福祉サービス等の利用状況や今後3年以内の生活の仕方、短期入所（ショートステイ）および共同生活援助（グループホーム）等について、主に選択式の調査をしました。

(2) アンケートの回答状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
市民	1,000	482	48.2%

留意事項

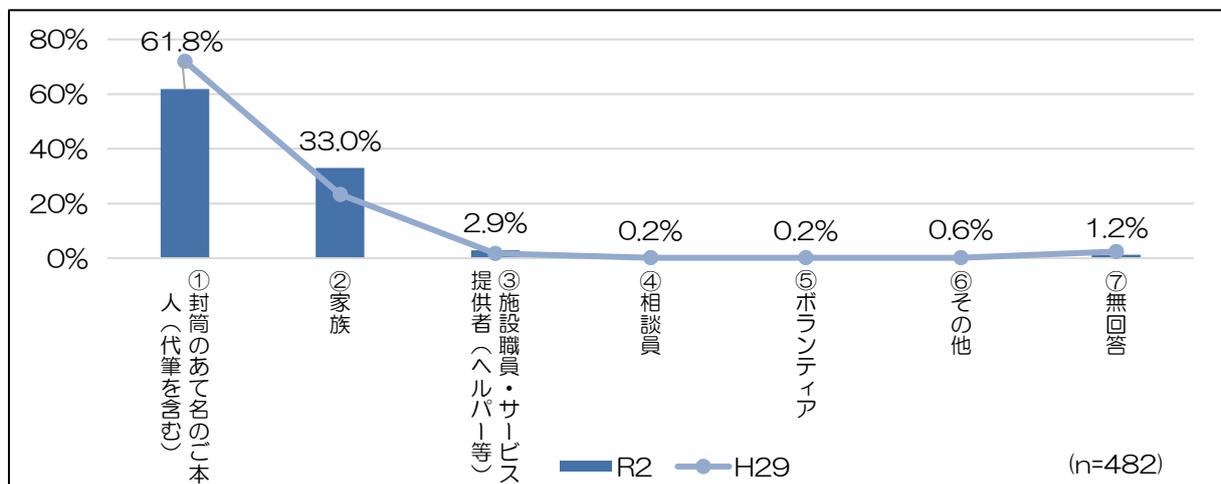
- ・ 回答方法が、「単独回答」および「複数回答」があることから、合計値（n）が一定とならない場合があります。
- ・ 図表において、「身体障害者手帳」を「身障手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を「精神手帳」と表記します。
- ・ 図表中の合計が端数処理の関係で、100%にならないことがあります。

(3) アンケートの結果

① 基本的な事柄

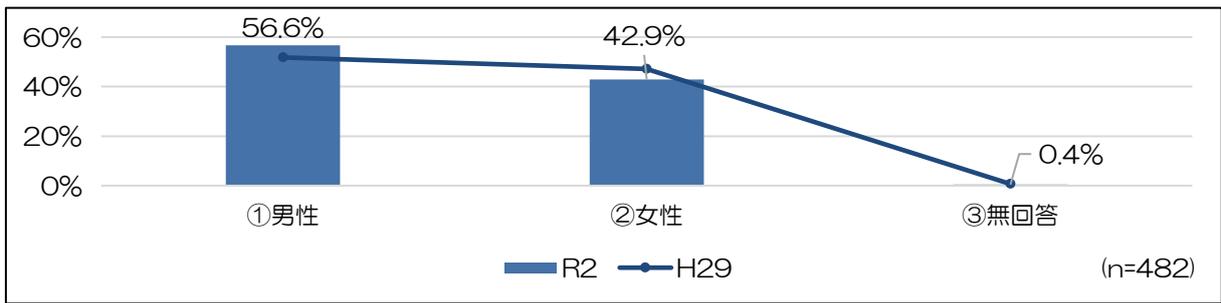
【 回答者 】

「① 封筒のあて名のご本人（代筆を含む）」が最も多く、次いで「②家族」でした。



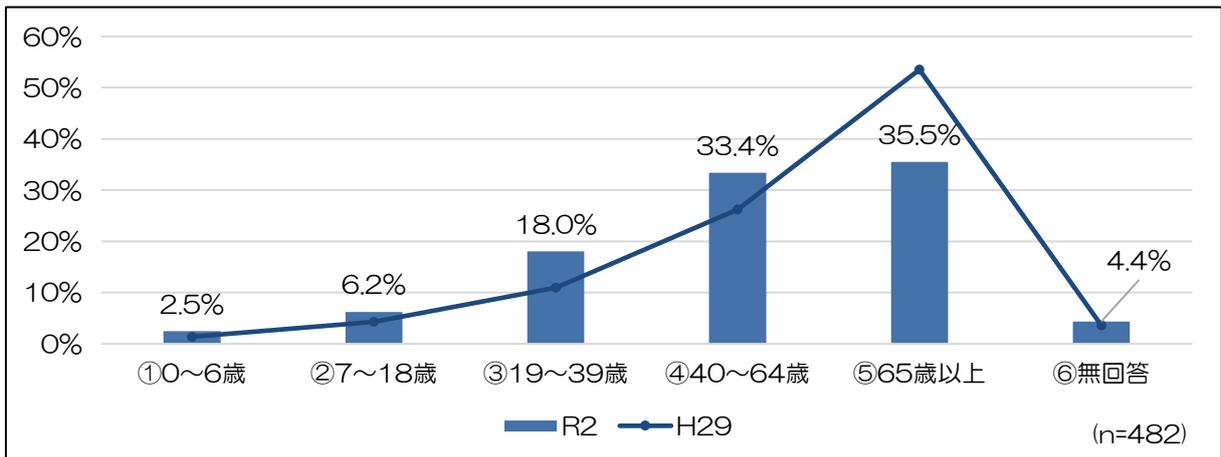
【 性別 】

「①男性」が多く、次いで「②女性」でした。



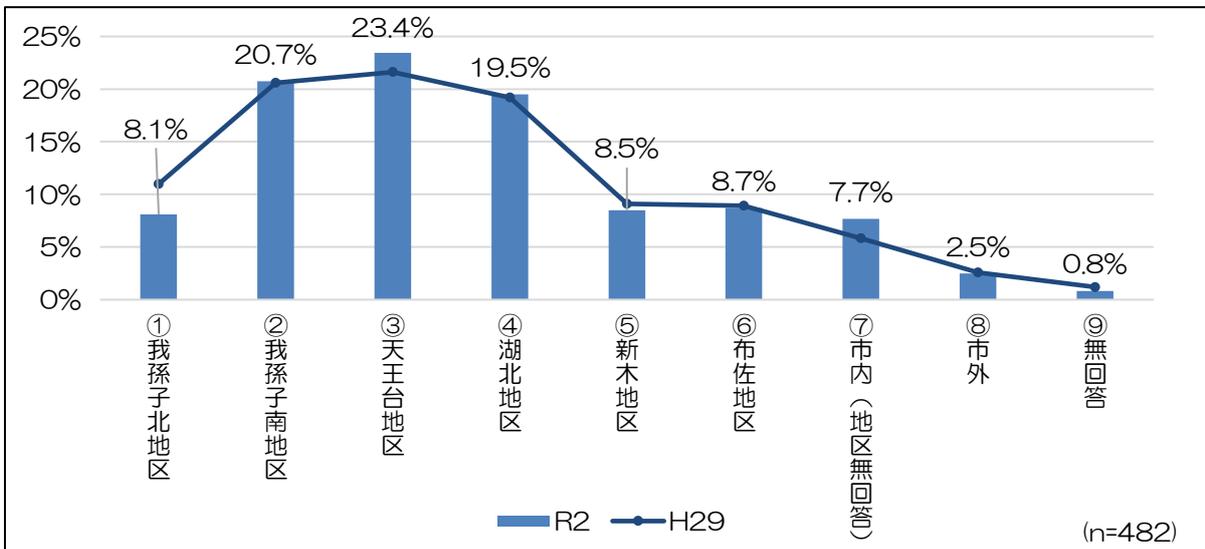
【 年齢 】

年齢層別にみると「⑤65歳以上」が最も多く、次いで「④40歳～64歳」となっており、全体の約70%を占めていました。回答は2歳～95歳の方からあり、あて名ご本人の平均年齢は53.3歳で、男女別では男性53.3歳、女性53.1歳でした。



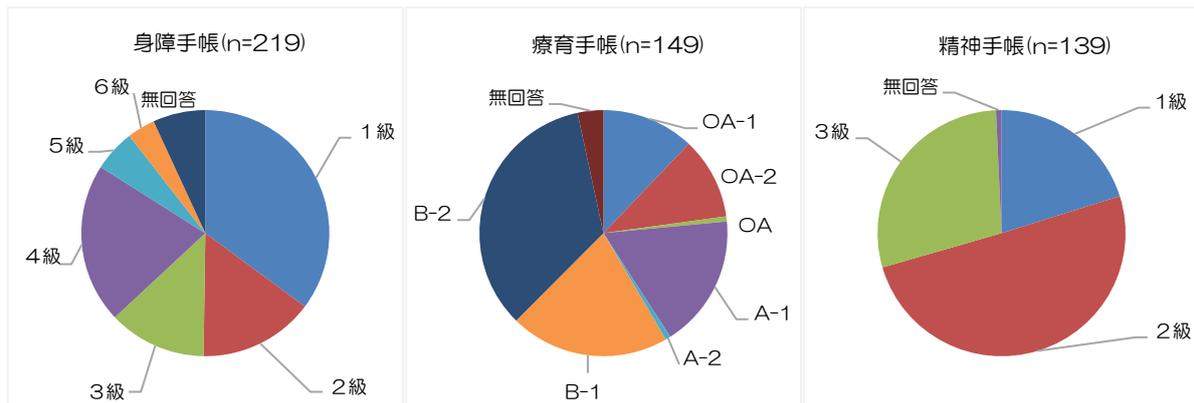
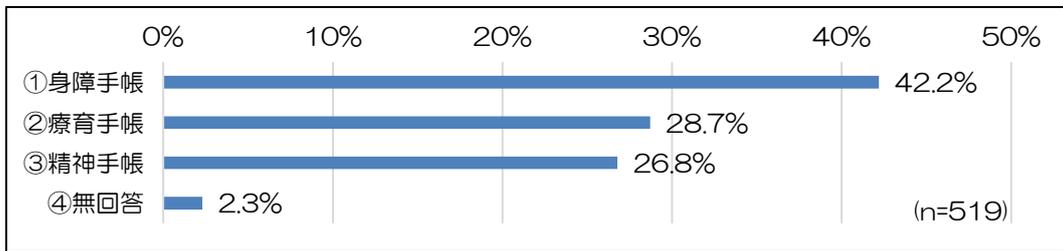
【 お住まいの地区 】

「②王台地区」が最も多く、次いで「②我孫子南地区」、「④湖北地区」でした。



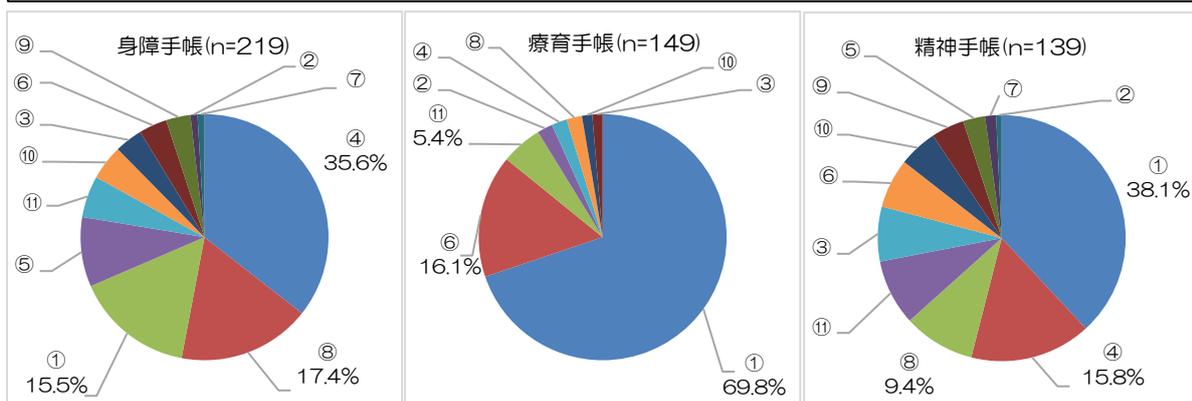
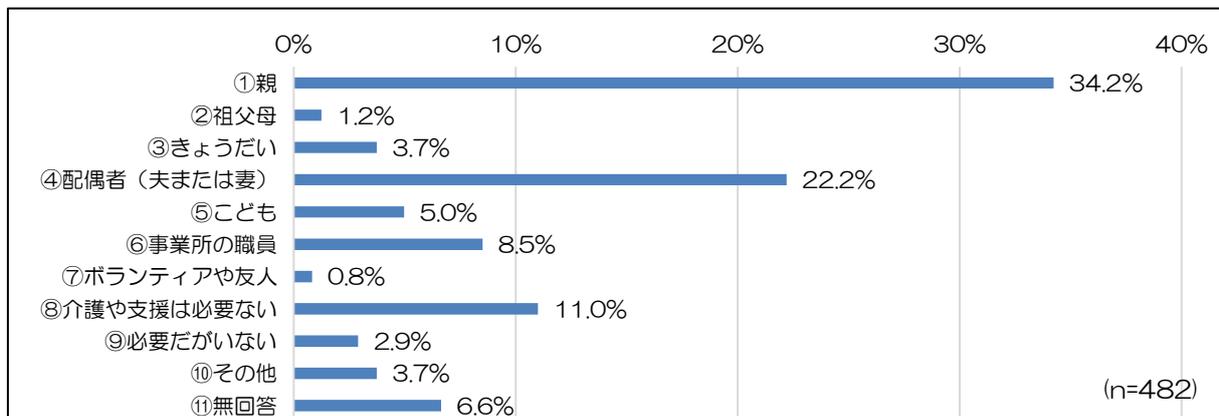
【 障害者手帳の所持状況 】

回答者の障害に関する手帳の種類別の所持状況は、「①身体障害者手帳」が最も多く、次いで「②療育手帳」、「③精神障害者保健福祉手帳」でした。



【 介護支援者 】

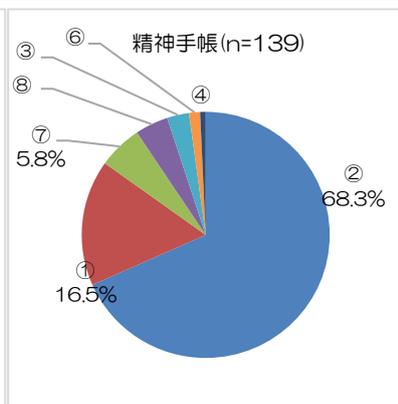
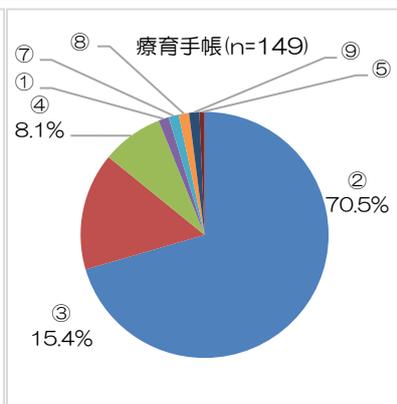
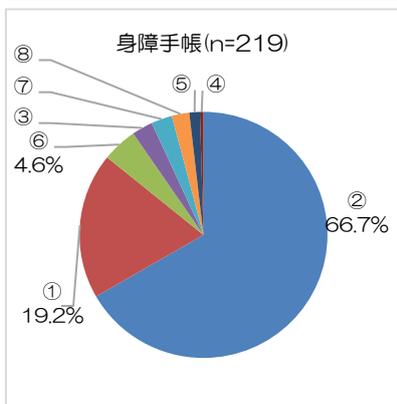
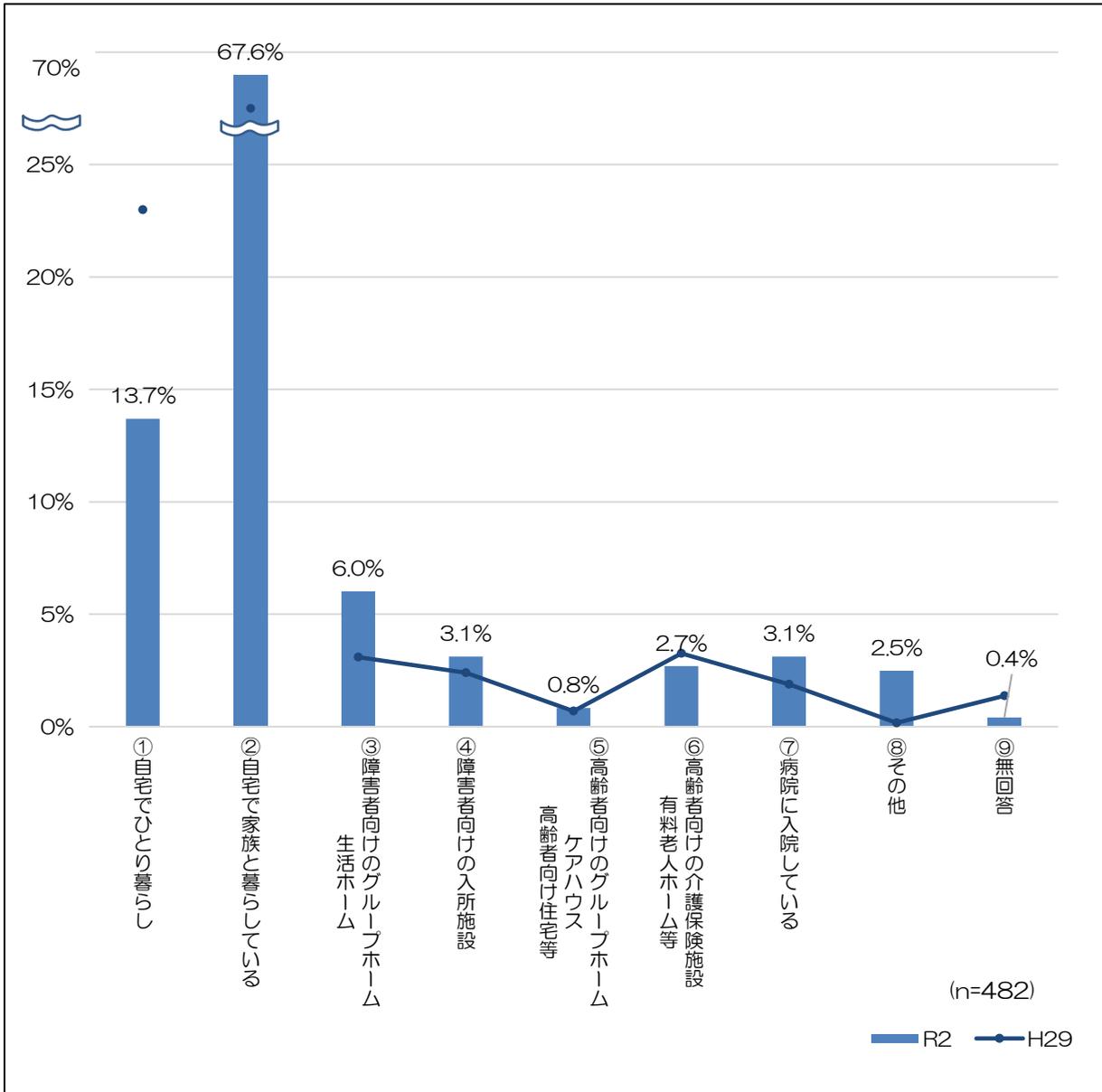
身体障害のある方は「④配偶者（夫または妻）」、療育手帳のある方は「①親」、精神手帳のある方は「①親」が最も多いという結果になりました。



② 現在の生活の仕方

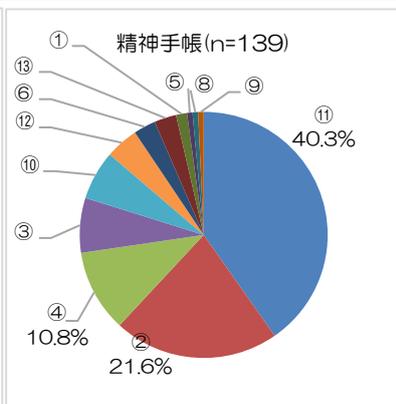
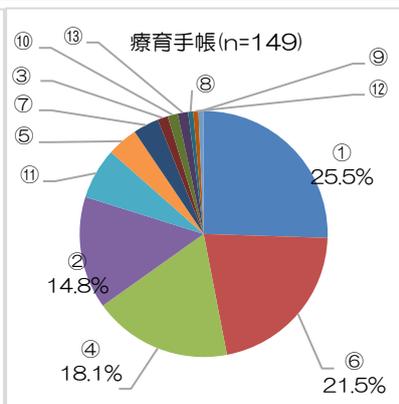
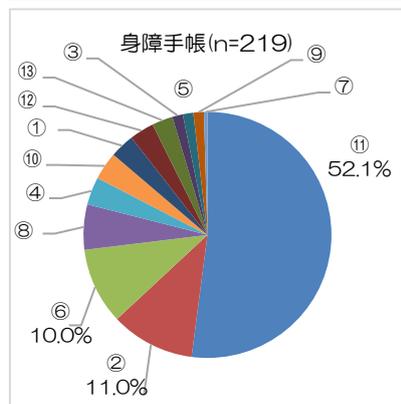
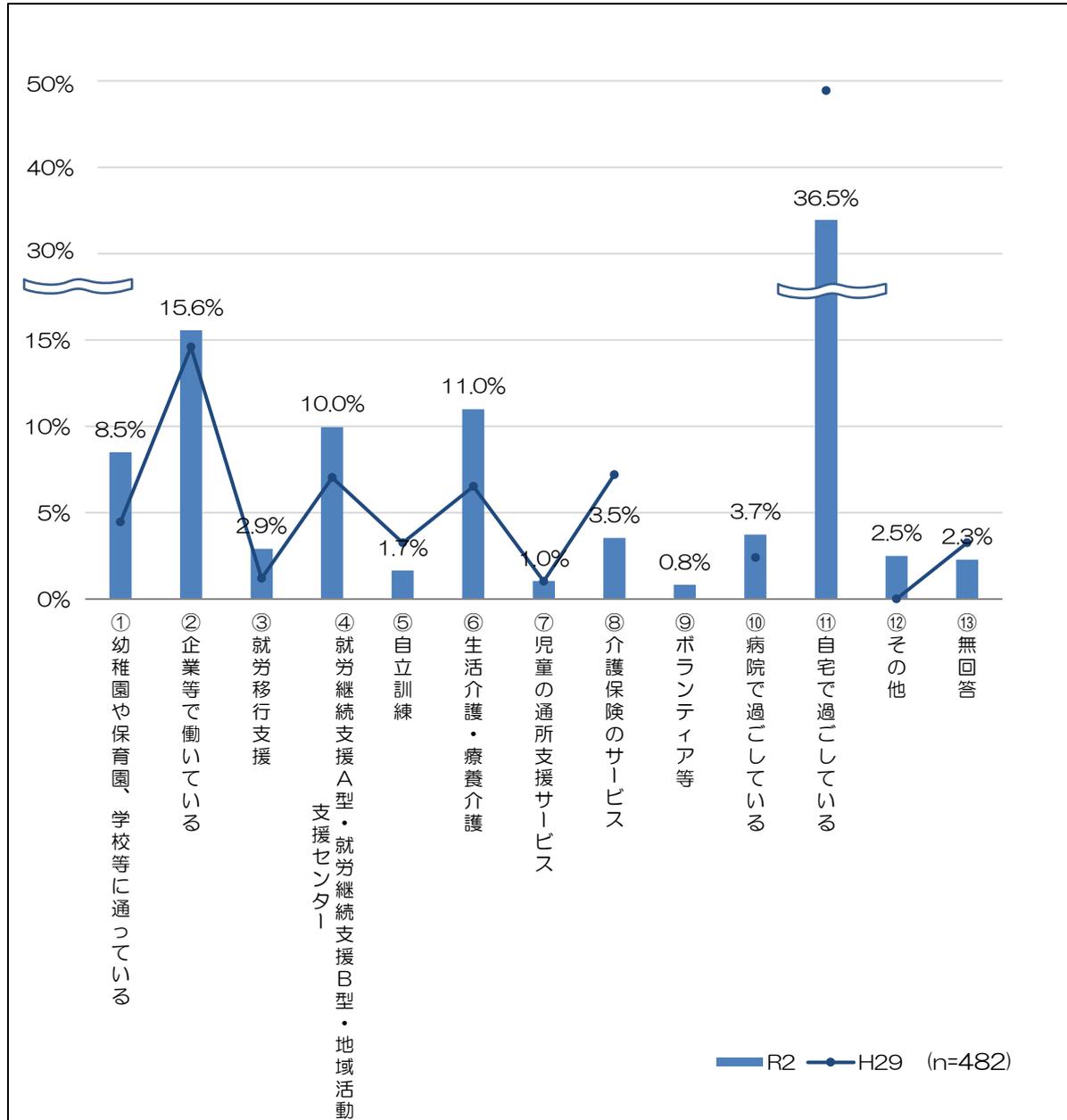
【 現在の暮らし方 】

「②自宅で家族と暮らしている」が最も多く、次いで「①自宅でひとり暮らし」、
「③障害者向けのグループホーム・生活ホーム」でした。



【 現在の平日の日中の過ごし方 】

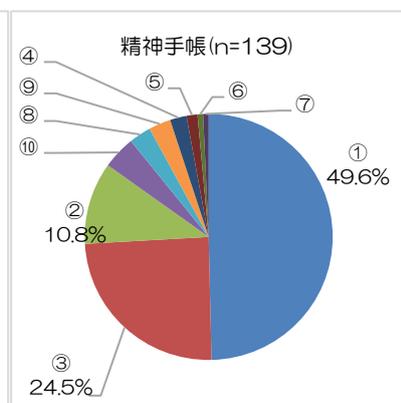
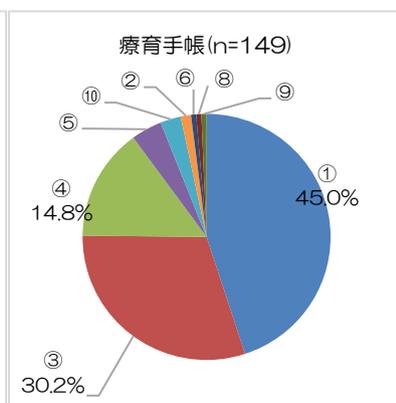
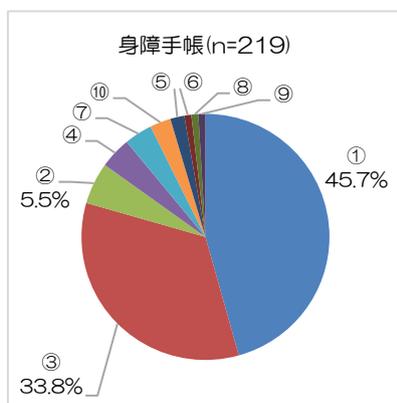
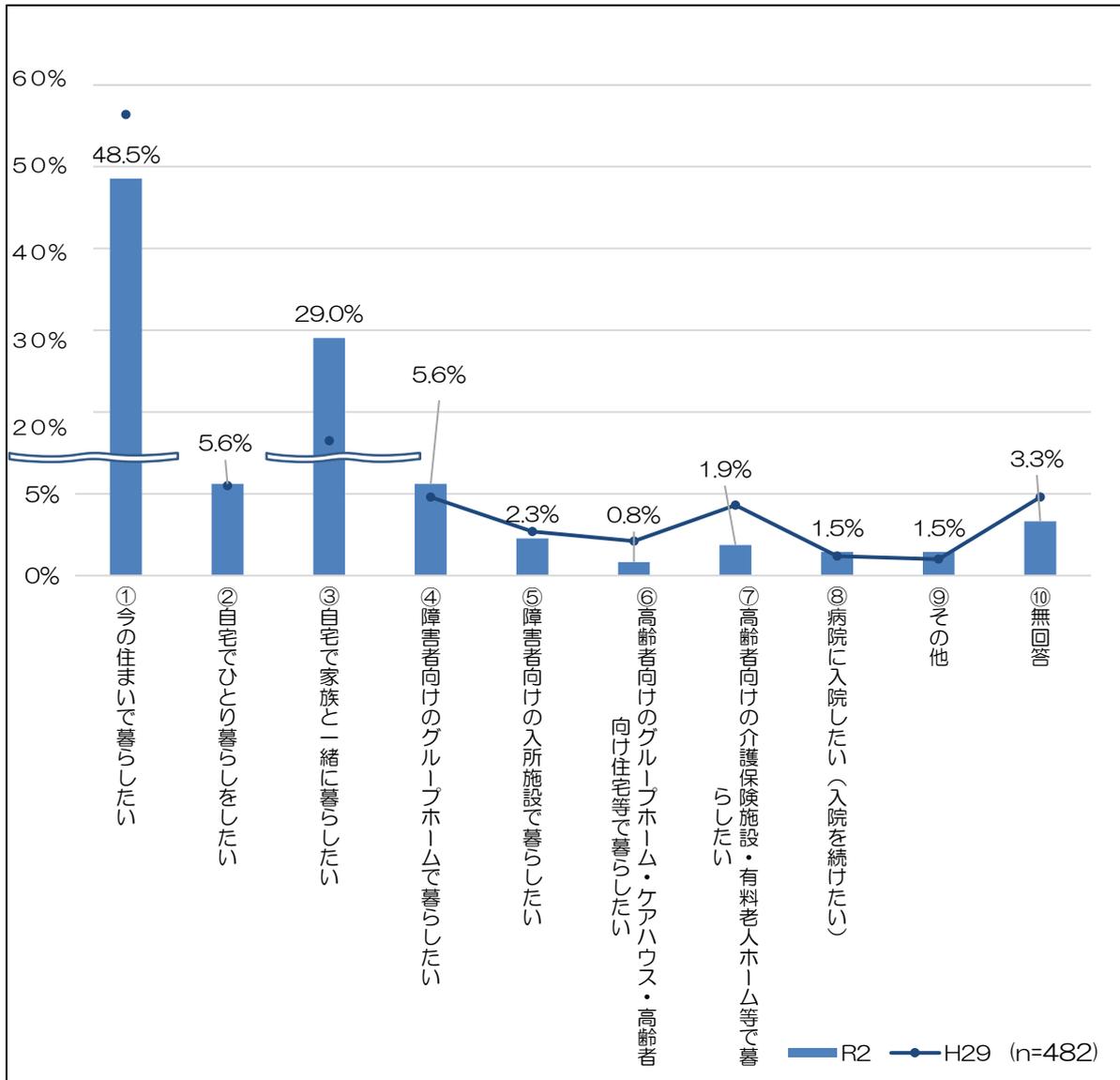
「⑪自宅で過ごしている」が最も多く、次いで「②企業等で働いている」、「⑥生活介護・療養介護」でした。



③ 今後3年以内の生活の仕方

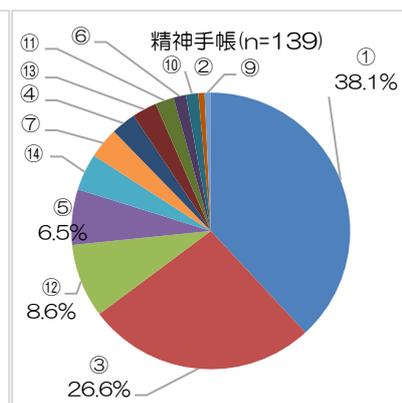
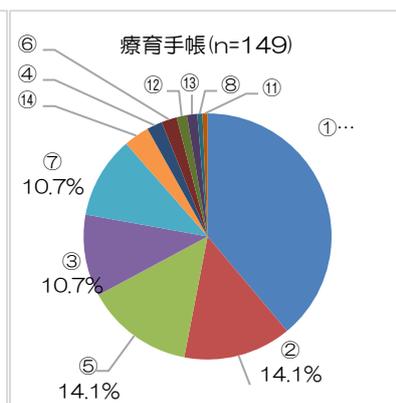
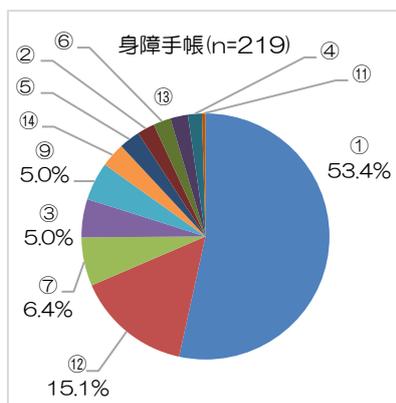
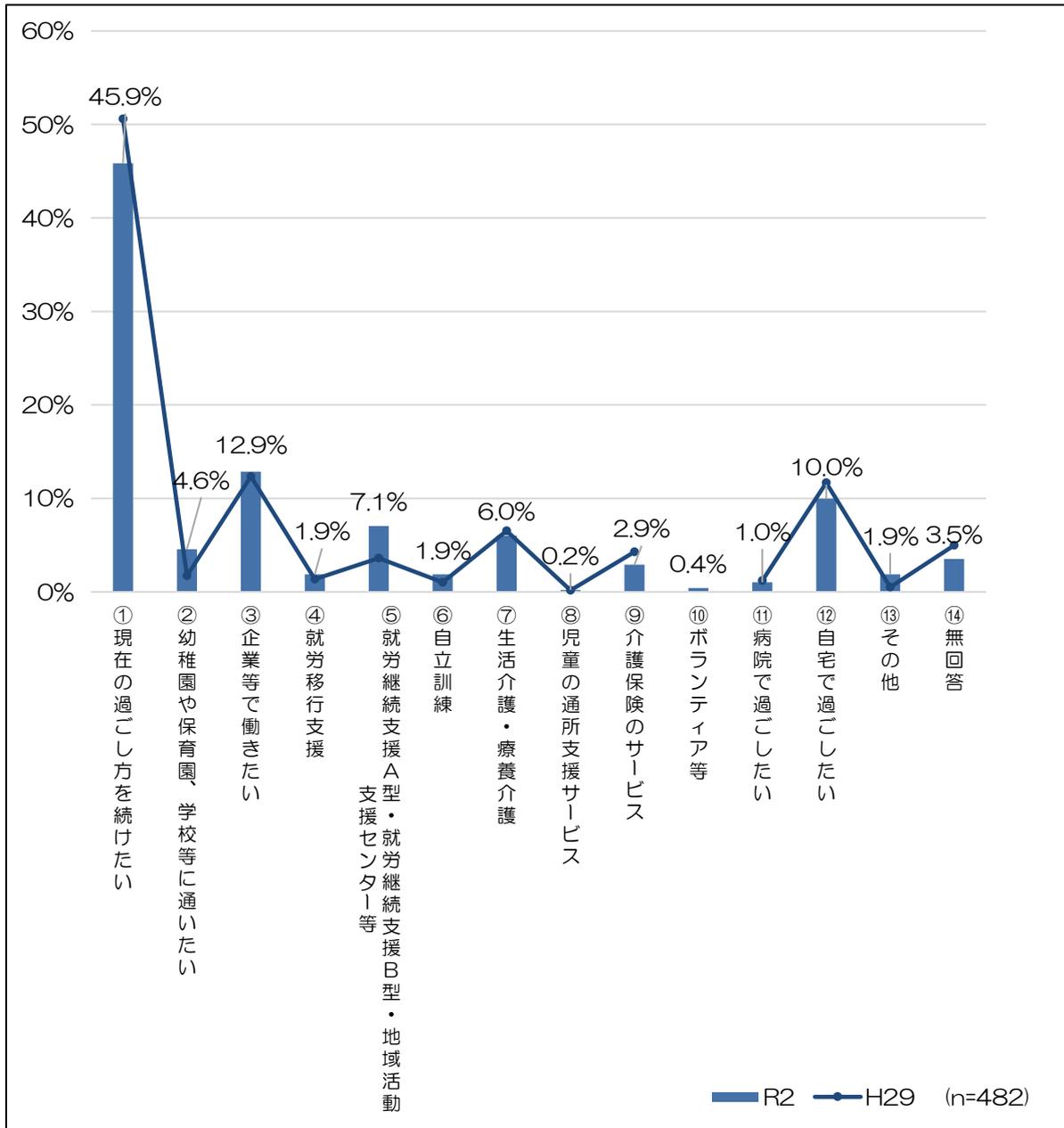
【 今後3年以内の暮らし方 】

「①今の住まいで暮らしたい」が最も多く、次いで「③自宅で家族と一緒に暮らしたい」、「②自宅でひとり暮らしをしたい」、「④障害者向けのグループホームに入りたい」でした。



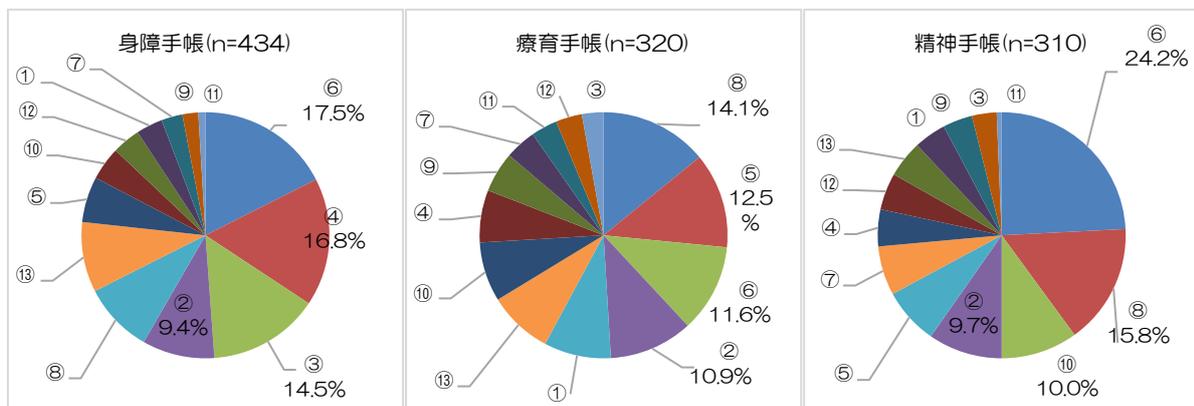
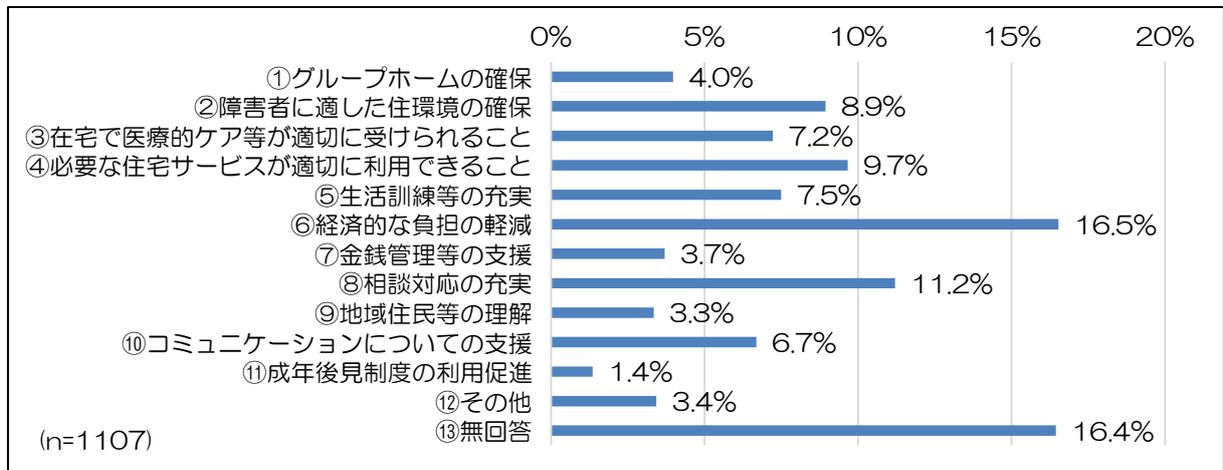
【 今後3年以内の平日の日中の過ごし方 】

「①現在の過ごし方を続けたい」が最も多く、次いで「③企業等で働きたい」、「⑫自宅で過ごしたい」でした。



【 平日の日中の過ごし方を実現するために必要なこと 】

「⑥経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「⑧相談対応の充実」、「④必要な住宅サービスが適切に利用できること」という回答が多数ありました。

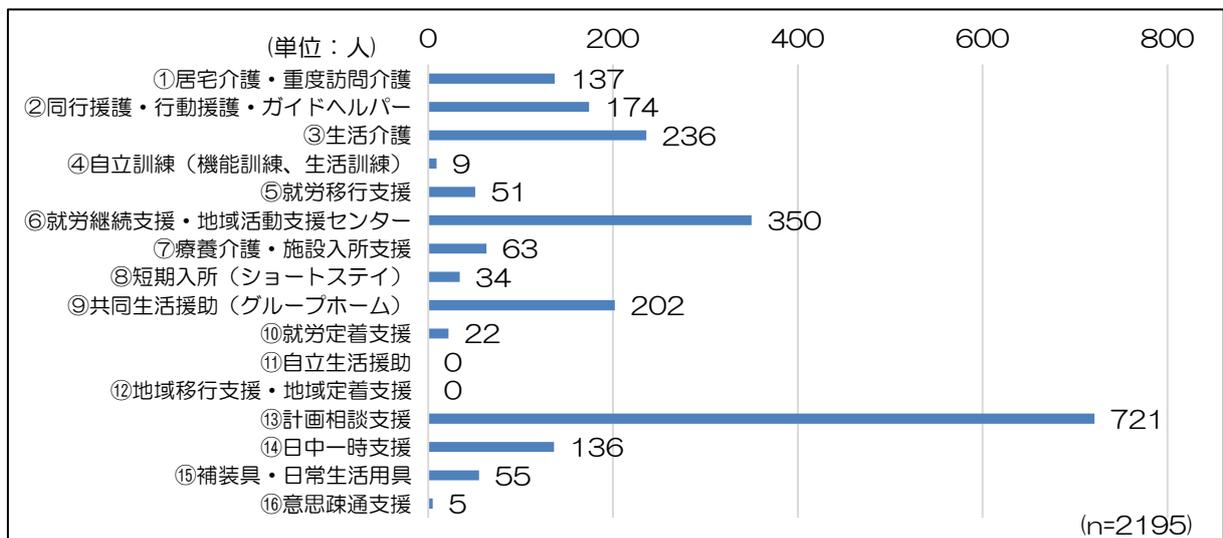


④ 障害福祉サービス等の利用状況

【 現在利用している障害福祉サービス等 】※

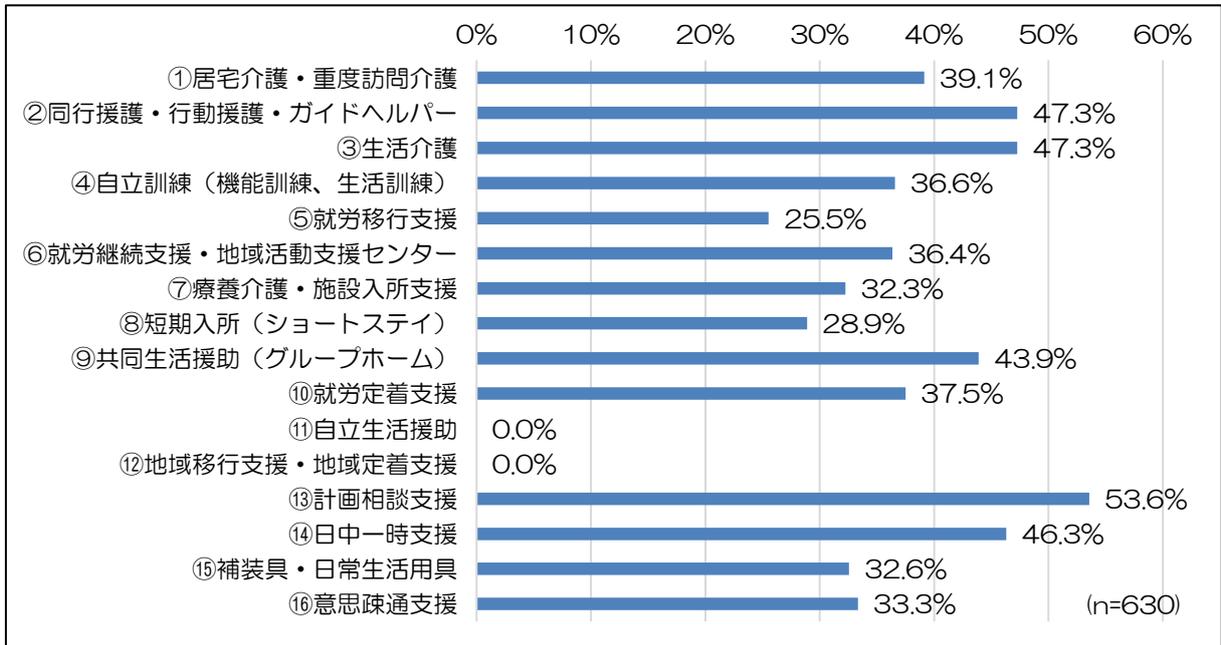
「⑬計画相談支援」が最も多く、次いで「⑥就労継続支援・地域活動支援センター」、「③生活介護」でした。

※アンケート調査の結果ではなく、令和2年7月の利用実績です。



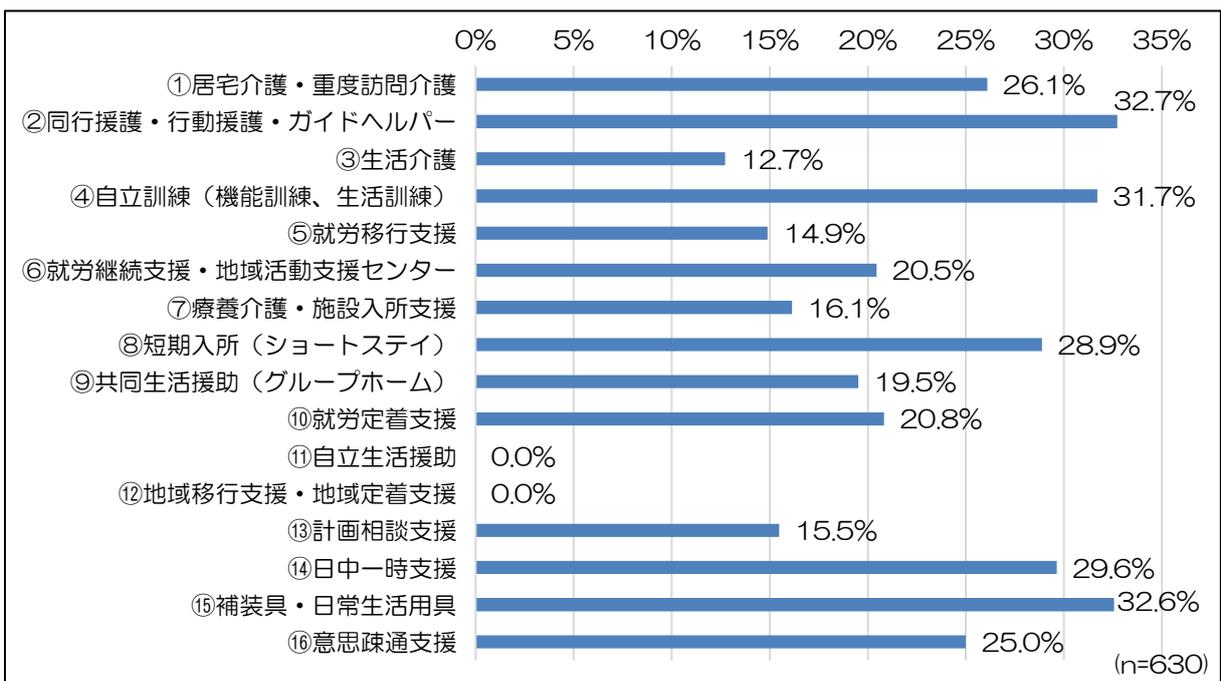
【 現在利用している障害福祉サービス等の満足度 】

「満足」と回答した方の割合が最も高かったのは「⑬計画相談支援」、次いで「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、「③生活介護」、「⑭日中一時支援」でした。



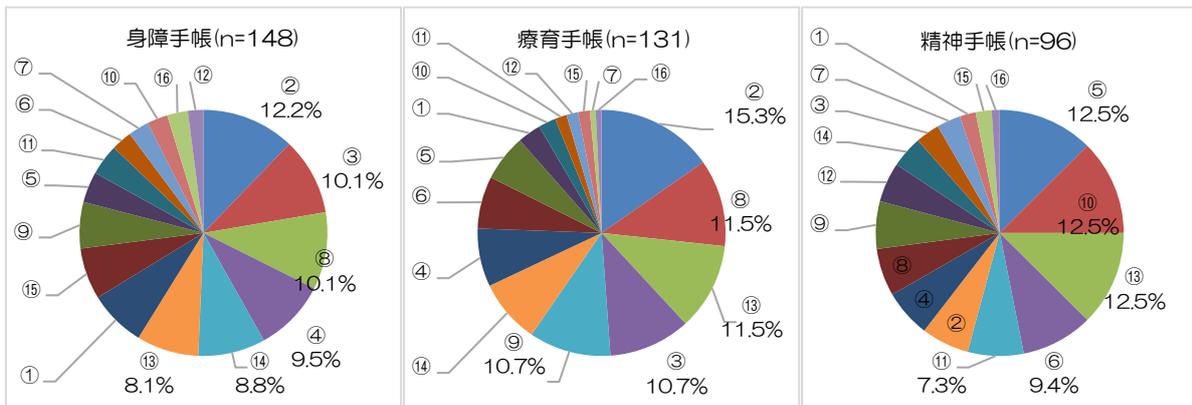
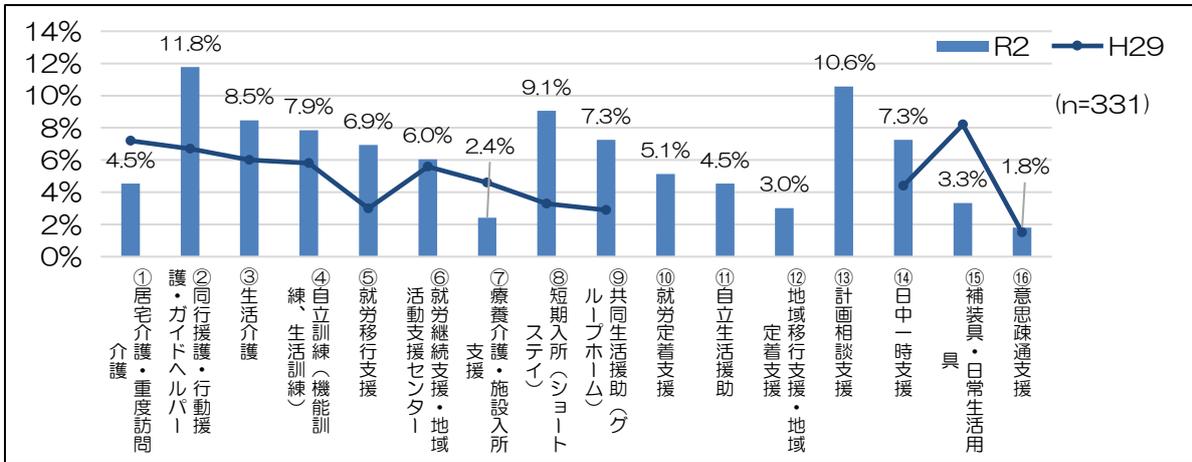
【 現在利用している障害福祉サービス等の利用量 】

現在利用している障害福祉サービス等について、今後利用量を「増やしたい」と回答した方の割合が最も高かったのは、「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、次いで「⑮補装具・日常生活用具」、「④自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「⑭日中一時支援」でした。



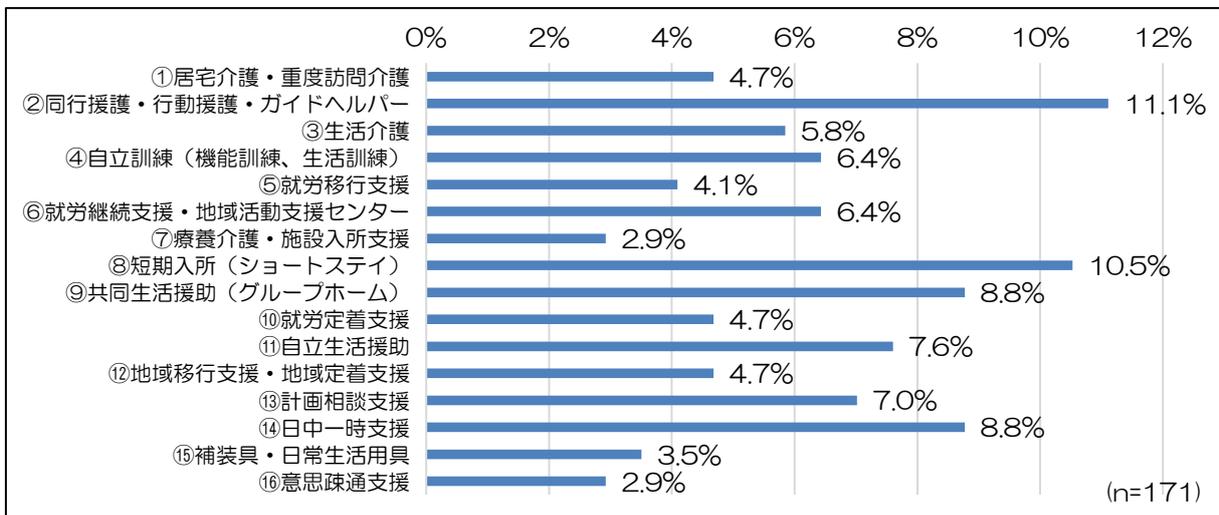
【 今後3年以内に利用したい（利用し続けたい）障害福祉サービス等 】

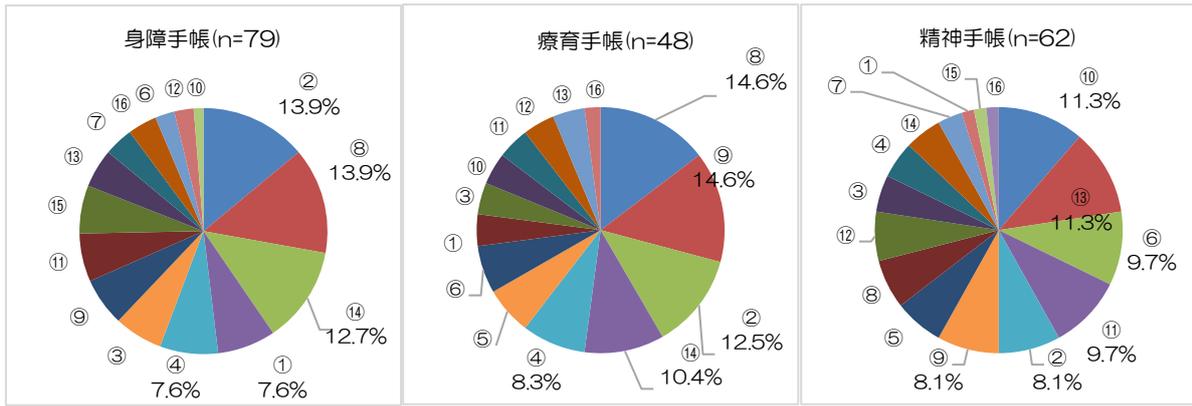
「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」が最も多く、次いで「⑬計画相談支援」、
「⑧短期入所（ショートステイ）」、「③生活介護」、「④自立訓練（機能訓練、生活訓練）」でした。



【 今後3年以内に利用したい（新規利用したい）障害福祉サービス等 】

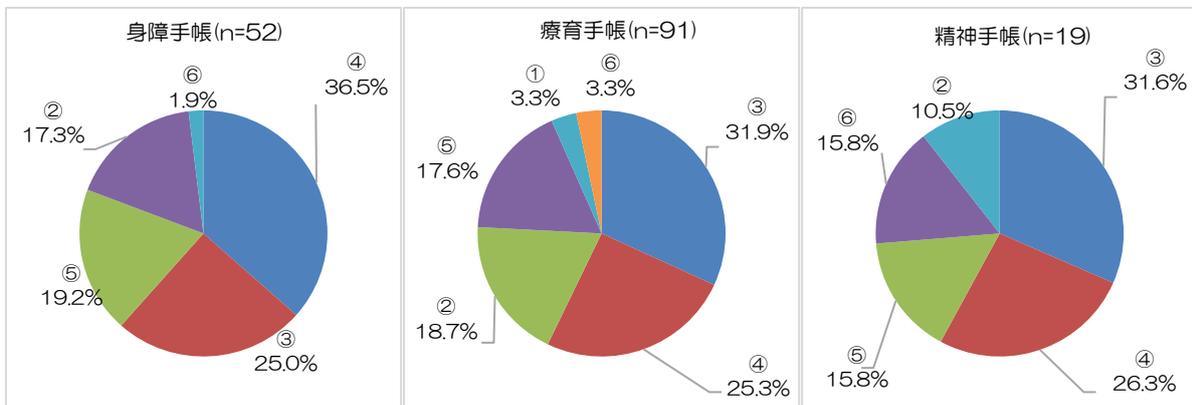
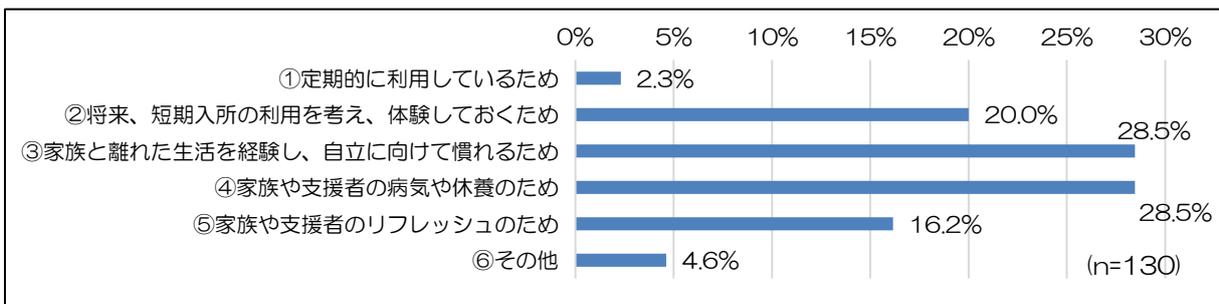
「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」が最も多く、次いで「⑧短期入所（ショートステイ）」、「⑨共同生活援助（グループホーム）」、「⑭日中一時支援」、「⑪自立生活援助」でした。





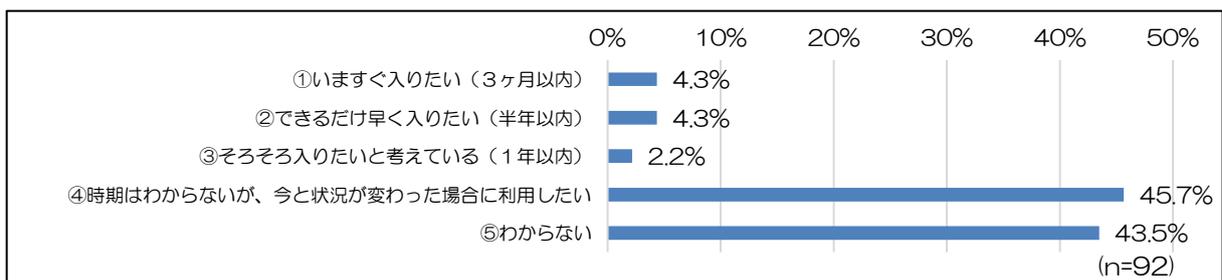
【 短期入所（ショートステイ）の利用目的 】

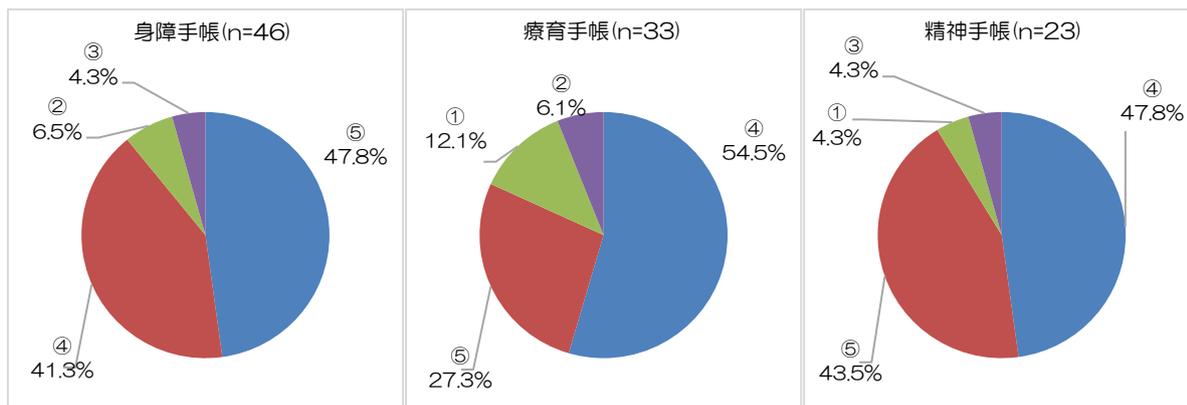
短期入所（ショートステイ）を利用した目的、もしくは、今後利用したい目的について、「③家族と離れた生活を経験し、自立に向けて慣れるため」、「④家族や支援者の病気や休養のため」が最も多く、次いで「②将来、短期入所の利用を考え、体験しておくため」でした。



【 グループホームの利用 】

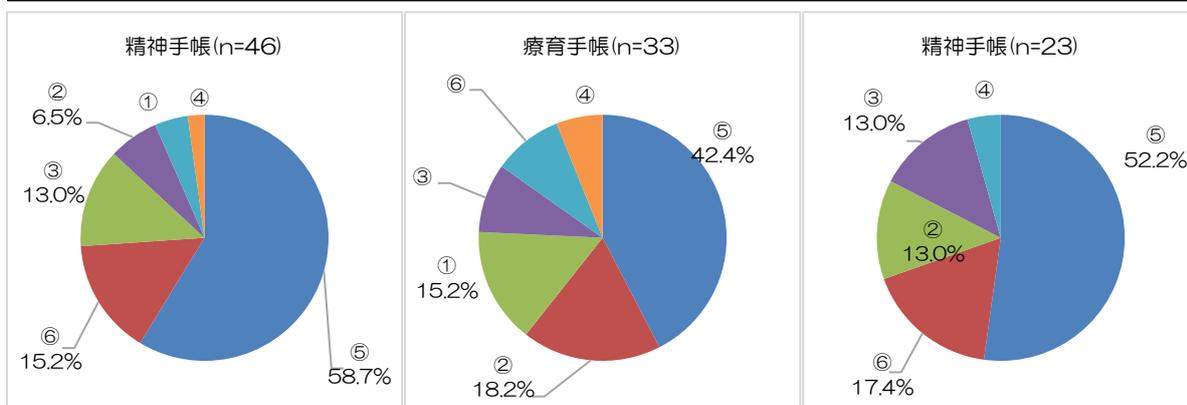
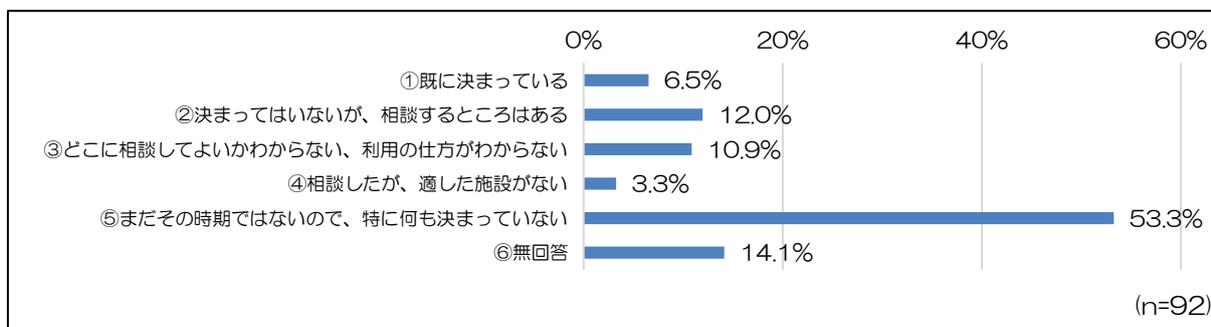
「④時期はわからないが、今と状況が変わった場合に利用したい」が最も多いという結果になりました。





【 利用するグループホーム・事業所 】

「⑤まだその時期ではないので、特に何も決まっていない」が最も多く、次いで「⑥無回答」、「②決まってはいるが、相談するところはある」、「③どこに相談してよいかわからない、利用の仕方がわからない」でした。



(4) アンケートのまとめ

ア 現在と今後3年以内の生活の仕方について

○暮らし方

現在の暮らし方について手帳別にみたところ、身体障害のある方、精神障害のある方、知的障害のある方とも「自宅で家族と過ごしている」が最も多く、全体の約7割を占めていました。次に、身体障害のある方、精神障害のある方については「自宅でひとり暮らし」が多く、知的障害のある方については「障害者向けのグループホーム」が多いという結果になりました。

次に、今後3年以内の暮らし方については、「今の住まいで暮らしたい」、「自宅

で家族と一緒に暮らしたい」が多く、身体障害のある方、知的障害のある方についてはこの2つが全体の約8割を占めていました。次に、上記の項目以外の回答について手帳別にみると、知的障害のある方は「障害者向けのグループホームで暮らしたい」という回答が約15%、身体障害のある方は「自宅（持ち家・賃貸）などでひとり暮らしをしたい」という回答が約6%、精神障害のある方は「自宅（持ち家・賃貸）などでひとり暮らしをしたい」という回答が約11%という結果になりました。

知的障害のある方については障害者向けのグループホームの整備・充実が必要であり、精神障害のある方についてはひとり暮らしのための支援が必要です。

○平日の日中の過ごし方

現在と今後3年以内の回答について分析した結果、今後3年以内も継続して「現在の過ごし方を続けたい」という回答が最も多くありました。

手帳別にみると、身体障害のある方については「自宅で過ごしたい」、「生活介護・療養介護の施設で、日常生活の介護や支援を受けて過ごしたい」という回答が多く、知的障害のある方については「就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・地域活動支援センター等で働きたい」、精神障害のある方については「企業等で働きたい」という回答が多くありました。

身体障害のある方については在宅での支援、知的障害のある方については日中活動の場の確保、精神障害のある方については一般就労に向けた支援が必要です。

イ 今後3年以内の障害福祉サービス等の利用状況について

今後3年以内に利用したい（利用し続けたい）障害福祉サービス等について、「同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、「計画相談支援」に次いで、「短期入所（ショートステイ）」、「生活介護」、「自立訓練」という回答が多数ありました。また、「共同生活援助（グループホーム）」、「日中一時支援」、「自立生活援助」についても今後はさらに増加していくと考えられ、これらのサービスが利用しやすい周知等を検討していく必要があります。

ウ 短期入所（ショートステイ）・共同生活援助（グループホーム）について

短期入所の利用目的について、「家族と離れた生活を経験し、自立に向けて慣れるため」、「家族や支援者の病気や休養のため」、「将来、短期入所の利用を考え、体験しておくため」という回答が多くありました。共同生活援助（グループホーム）については、利用を検討している方に対して利用時期をお伺いしたところ、「時期はわからないが、今と状況が変わった場合に利用したい」という回答が多くありました。

家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、今の段階から親から離れた生活を経験していくことができるよう、また緊急時に安心して利用できるよう、体験入居の機能を整備していく必要があります。

2 事業所および団体ヒアリングの実施結果

(1) ヒアリングの概要

令和2年6月29日から7月10日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市において、障害福祉サービスおよび一部の地域生活支援事業のサービスを提供している事業所、また障害者団体へ郵送によるヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリングの回答状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
障害福祉サービス事業所等	80	64	80%
障害者団体	9	8	89%

(3) ヒアリングの主な意見のまとめ

ア 障害福祉サービス等について

現在提供している障害福祉サービス及び今後提供を検討している障害福祉サービス等の利用者のニーズの増減について調査したところ、「増えている」、「変わらない」という回答が全体の8割以上でした。「増えている」と回答のあった障害福祉サービス等は、「計画相談支援」、「共同生活援助（グループホーム）」に次いで「日中一時支援」、「就労移行支援」、「居宅介護（ホームヘルプ）」でした。ひとり暮らしの支援や緊急時、「親亡き後」を見据えたサービスの提供体制の整備・充実が求められています。

イ サービスの提供体制にかかる課題について

事業所運営における課題について、「人材確保が難しい」、「人材育成が難しい」という回答が全体の半数を占めていました。人員不足から新規の利用者を受け入れられない、利用者と家族の高齢化により休日利用のニーズが増えてきているが十分な人材が確保できない等、多数の意見がありました。また、スキルアップのための研修等の実施を求める声も多数ありました。障害のある方が適切なサービスと量を必要な時に利用できるようにするためには、サービスを提供する事業所の十分な提供体制を確保することが重要です。そのため、事業所のサービス提供体制にかかる課題について状況を把握していくとともに、研修体制を充実させることが必要です。

ウ 利用者の支援状況等における困難、課題について

「障害特性によって対応することが困難な場合がある」、「高齢化・重度化した方への対応」という回答が全体の半数以上を占めていました。障害特性については、精神障害や強度行動障害の方の受け入れ先の不足、重度化・高齢化については、高齢化により利用者や家族への対応が困難になっていること、既存の施設の設備や機能では十分対応しきれないこと、介護保険のサービスにスムーズに移行できないことなどが課題としてあげられました。重度化・高齢化に対応したサービス提供体制を整備するとともに、精神障害や高度な支援を必要とする方に対する支援体制の整備が必要です。

エ 障害者虐待防止について

障害者虐待防止のためのマニュアルをすでに作成した事業所は全体の76.6%で、作成中の事業所もあわせると、全体の87.5%でした。障害者虐待防止のための研修については、「外部の研修に参加している」が最も多く、「不定期だが実施している」、「定期的を実施している」もあわせると、全体の84.3%になりました。具体的な取り組みについては、「理念の共有、職員の意識付け」、「支援時における傷、アザ等の確認」、「ADLに関わる支援などの同性対応」、「出金記録等の金銭に関する管理の徹底」が多数あげられました。定期的な研修の機会を確保することで、職員の意識を高め、虐待を未然に防止することが必要です。

オ 安心して暮らせる環境づくりについて

災害・防災について、災害時に安心して利用できる福祉避難所の整備を求める声がありました。また、新型コロナウイルス感染症の対策といった緊急時の対応についても意見がありました。「福祉避難所運営マニュアル」の策定や実践的な避難訓練の実施とともに、新型コロナウイルス感染症などの緊急時の対応についても対策を進めていく必要があります。

コラム② 「ヘルプカード」「ストラップ型ヘルプマーク」

ヘルプカードは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠している方等外見からは援助等を必要としていることがわかりにくい方等が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。



ストラップ型ヘルプマークは、ストラップ型になっているので、カバンに取り付けて使用できます。マーク本体の裏面に貼付できるシールを同封しており、シールには氏名や連絡先、手助けしてほしいこと等を記載できます。

より詳細に多くの情報を記載できるヘルプカードと併用し、ストラップ型ヘルプマークはカバンの外に、ヘルプカードはカバンの中に入れて持ち歩く等、工夫して携帯してください。

配布場所 ヘルプカード 障害福祉支援課、障害者まちかど相談室、各行政サービスセンター
ストラップ型ヘルプマーク 障害福祉支援課

問い合わせ 障害福祉支援課 障害者相談担当 04-7185-1111

第3章 計画の基本的考え方

1 基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、5つの基本目標を設けます。

基本目標（1）地域における理解・啓発



すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員としてお互いを尊重する社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要です。これからも、障害についての理解を広めると共に、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域が主体的に取り組むための仕組みを作るために、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

基本目標（2）相談支援と権利擁護体制の充実



障害のある方やその家族、また、障害によるひきこもり等により支援が必要な方が、身近な場所で気軽に相談できるように、障害者まちかど相談室と基幹相談支援センターの強化・充実を図ります。

基幹相談支援センターにおいては、障害者まちかど相談室と連携を図り、障害のある方への虐待防止、成年後見制度の活用、障害者差別解消法の啓発をし、権利擁護体制の充実を図ります。

基本目標（3）暮らしを支えるサービスの充実



障害特性にかかわらず障害のある方が在宅生活を続けられるよう、また、福祉施設の入所者等が地域生活へ移行できるよう、ライフステージに応じたきめ細やかなサービスや支援を充実し、関係機関との連携を図ります。また、医療的ケアが必要な障害のある方が健やかな心身を保ち、地域での安定した生活が継続できるよう医療・福祉の連携を充実すると共に、強度行動障害等、重度障害のある方を受け入れる日中サービス支援型グループホームによる常時の支援体制を確保します。緊急時や「親亡き後」を見据えたサービスの利用や対応ができるよう、地域生活支援拠点が有する機能の充実を図ります。

基本目標（４）就労・社会参加の促進



障害のある方が自立して生活できるようにするため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所、特別支援学校、特例子会社等と連携し、相談の受付から就職後の定着を図るためのフォローアップまで、一貫した支援を提供すると共に、障害者雇用の一層の理解と協力を求めています。

また、障害のある方の生活の質の向上のために、スポーツや余暇活動等の情報や機会の提供を進めています。

基本目標（５）安心して暮らせる環境づくり



バリアフリーのまちづくりを推進し、情報を提供することで、障害の有無にかかわらず、すべての市民に住みやすいまちづくりを目指します。また、災害時に配慮が必要な方に対する支援計画である「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を基本とした「福祉避難所運営マニュアル」の策定や、災害時における支援のあり方、感染症拡大防止のための支援のあり方を検証・充実させ、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

コラム③ 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。我孫子市では、SDGsを誰もが健康で安心して暮らせる住宅都市として、より一層発展させていく目標と捉え、健康・福祉、環境保全、産業、都市機能など、さまざまな分野のまちづくりを進めています。

↓SDGs17の目標

	① 貧困をなくそう		⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに		⑬ 気候変動に具体的な対 策を
	② 飢餓をゼロに		⑧ 働きがいも経済成長も		⑭ 海の豊かさを守ろう
	③ すべての人に健康と福 祉を		⑨ 産業と技術革新の基盤 をつくろう		⑮ 陸の豊かさを守ろう
	④ 質の高い教育をみんな に		⑩ 人や国の不平等をなく そう		⑯ 平和と公正をすべての 人に
	⑤ ジェンダー平等を実現 しよう		⑪ 住み続けられるまちづ くりを		⑰ パートナリーシップで目 標を達成しよう
	⑥ 安全な水とトイレを世 界中に		⑫ つくる責任 つかう責 任		

2 施策の体系

基本目標に基づき、基本方針と各施策を次の表のとおりとします。

基本目標	基本方針	施策
1 地域における理解・啓発	1 理解の促進	1 ☆広報・啓発活動の充実
	2 交流の場・機会づくり	1 交流の場の充実
		2 ボランティア活動への支援
2 相談支援と権利擁護体制の充実	1 相談支援体制の強化・充実	1 基幹相談支援センターの充実
		2 委託相談支援事業の強化・充実
		3 障害者相談員利用促進
		4 ☆障害のあるひきこもりの方への支援
		5 ☆精神保健福祉の充実
	2 権利擁護の推進	1 障害のある方への虐待を防ぐための支援
		2 ☆成年後見制度の活用の促進
		3 障害者差別解消法の啓発
3 暮らしを支えるサービスの充実	1 日常生活への支援	1 福祉用具等の給付の推進
		2 ☆障害福祉サービスの充実
	2 意思疎通の支援	1 コミュニケーション支援の推進
		2 情報取得への支援の充実
	3 経済的支援の充実	1 経済的支援の充実
	4 日中活動の場・住まいの場の充実	1 日中活動の場の充実
		2 ☆住まいの場の充実
		3 公施設運営の充実

基本目標	基本方針	施策
3 暮らしを支えるサービスの充実	5 保健・医療支援の促進	1 高齢障害者支援施策の推進
		2 在宅医療支援の推進
		3 健康づくり体制の充実
	6 質の高い福祉サービスの提供	1 公施設による支援の充実
		2 障害福祉サービス事業所指定・監査の充実
		3 ☆人材の確保の推進
4 就労・社会参加の促進	1 就労の促進	1 ☆就労の促進
	2 社会参加の促進	1 障害のある方の主体的な活動への支援の充実
		2 スポーツ・レクリエーションの推進
		3 芸術・文化活動の推進
5 安心して暮らせる環境づくり	1 快適な居住環境づくり	1 道路・交通のバリアフリーの推進
		2 バリアフリー情報の提供
	2 防災・災害・緊急時対策	1 ☆避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援
		2 緊急時の対応
		3 感染症への対策

※☆は、「重点施策」です。

第4章 基本計画

基本目標 1 地域における理解・啓発



【現状と課題】

障害のある方が地域の一員として暮らしていくためには、市民に対し、障害についての正しい知識を広め、理解を深めていくことが非常に重要なことです。

理解の促進に関しては、取り組みがすぐに目に見える成果として反映されるようなものではないことから、今後も継続して市民、学校、公共施設、福祉施設および企業等に対し、障害のある方への理解を深めるための啓発活動を実施していくと共に、本市が実施している施策について積極的にPRしていく必要があります。

また、障害のある方と実際に交流することで、障害をより身近に感じることができ、正しい知識や理解につながります。交流等の機会の提供を促進することで、障害の有無にかかわらず、共に支え合う環境づくりを進めます。

【基本方針】

(1) 理解の促進

すべての市民が障害に対して正しい知識と理解を持つことができるよう、広報、イベント等の機会を通じ、積極的に啓発活動を実施していきます。

No.	施策・事業	内容
1	広報・啓発活動の充実	<p>障害福祉について関心と理解を深められるよう、障害者週間に合わせた啓発活動を実施し、PRを図るとともに、市主催の講座や講演会の内容を充実させます。</p> <p>また、広報やホームページ等により、障害に関する正しい知識や理解を深めるためのさまざまな情報を発信すると共に、市の障害福祉施設の活動や行事についてPRしていきます。障害者団体や障害福祉サービス事業所の主催するイベントや講座等の情報についても積極的に掲載し、市民への情報提供の充実を図ります。</p> <p>小・中学校においては、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、さまざまな人が共に生活していくことの大切さが実感できる機会を、学校教育活動の全体を通して設けていきます。</p> <p>さらに、市職員に対する研修等による啓発を行い、すべての職場において障害福祉にかかる認識を深め、情報を共有していきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への啓発 ○ホームページの充実（障害福祉支援課、あらかき園、障害者福祉センター、障害者就労支援センター） ○障害福祉に関するマークの啓発 ○多様性を認め合う学校教育活動の実施（指導課） ○市職員に対する研修等による啓発（総務課） ○障害者啓発事業の実施 ○メンタルヘルス啓発事業の実施
--	---

※ 所管は、カッコ内に掲載しています。カッコのない事業は、障害福祉支援課の所管です（以下、同じ）。

(2) 交流の場・機会づくり

市民が障害のある方についての正しい理解を深め、地域での支援を促進するため、各種行事等の開催を通じて障害のある方と交流する機会を設けます。

No.	施策・事業	内容
1	交流の場の充実	<p>市内や近隣市の障害福祉施設との合同バザーやあらかき園祭を実施し、地域との交流や障害福祉の啓発を図ります。</p> <p>また、障害のある方やその家族等が自発的に行う活動に対し、事業への後援や出前講座の活用等により積極的に支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域との交流（あらかき園） ○自発的な活動に対する支援
2	ボランティア活動への支援	<p>地域の人々との交流を図り、障害のある方への理解を深めるため、通所による障害福祉施設において、余暇活動や行事等を支援するボランティアの受け入れを推進します。</p> <p>また、あらかき園や障害者福祉センターにおいては、ボランティア団体への活動場所の提供も行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公施設でのボランティア受け入れ（あらかき園、障害者福祉センター） ○介護保険ボランティアポイント制度（高齢者支援課）

基本目標２ 相談支援と権利擁護体制の充実



【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、不安や希望を受け止め、社会資源等の情報提供・利用支援・ケアマネジメントによりニーズに合わせた複数のサービスを適切に調整する等、相談支援事業を充実することが重要です。

市では、障害福祉支援課内に基幹相談支援センターを設置し、市内5地区に地域の相談窓口として、「障害者まちかど相談室」を設置しています。各相談室における相談件数の増加と共に、よりきめ細やかな支援のニーズも増加し、これまで以上に相談支援従事者のスキルアップや、関係機関との連携の強化による相談支援の質の向上が求められています。そうした相談支援のニーズの変化に対応すべく、基幹相談支援センターを中心とした障害者まちかど相談室および関係機関のさらなる連携強化や情報共有、研修等の実施、自立支援協議会による評価・検証を行いながら相談支援事業の機能を一層強化・充実させ、質の高い専門的な相談の提供ができる相談体制への取り組みを推進していく必要があります。

社会問題として注目されているひきこもりの方への支援については、本市での相談件数も増加傾向にあり、障害に起因すると思われる相談に対応した仕組みづくりやアプローチ等の支援の方法を検討していきます。

障害のある方の権利擁護については、「障害者虐待防止法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて推進していきます。また、「成年後見制度利用促進法」に基づき、自己の判断のみによる意思決定が困難な障害のある方の財産の管理等を社会全体で支え合うため、成年後見制度の利用を促進していきます。

【基本方針】

(1) 相談支援体制の強化・充実

障害のある方やその家族、関係者から、日常生活上の問題や障害福祉サービスの利用、権利擁護等、幅広く相談できる体制を充実していくことが望まれています。

そのため、障害種別に応じた相談支援体制の構築、民間の相談支援事業所の育成、相談支援事業所相互の連携強化の施策を展開していきます。

No.	施策・事業	内容
1	基幹相談支援センターの充実	地域における中核的な役割を持つ基幹相談支援センターを障害福祉支援課内に設置し、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の資格を持つ職員を配置して身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対する専門的・総合的な相談を行うと共に、地域の相談支援事業所間の連絡調整や障害・子ども・高齢・医療等の関係機関との連携を推進

		<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談の実施 ○自立支援協議会の運営 ○指定特定相談支援事業の運営
2	委託相談支援事業の強化・充実	<p>障害者まちかど相談室では、相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、基幹相談支援センターとさらに連携を強化し、さまざまな相談ニーズに対応できるよう相談体制の充実を図ります。</p> <p>自立支援協議会による評価・検証を行いながら相談支援事業の機能を一層強化・充実させ、質の高い専門的な相談の提供ができる相談体制への取り組みを推進していきます。</p> <p>相談支援従事者の質を高める取り組みを実施することで技術の向上を図り、地域の相談機関・民生委員・障害福祉サービス事業所等とのネットワークを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託相談支援事業所報告会の実施 ○相談支援事業所連絡会の実施 ○相談支援専門員の研修等の実施 ○地域ケア会議への参加および実施
3	障害者相談員利用促進	<p>障害のある方やその家族から選出された障害者相談員は、障害のある方が日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、必要な助言をしています。障害のある方の立場に立った相談をしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談員の利用啓発 ○障害者相談員の各種研修の実施
4	障害のあるひきこもりの方への支援	<p>基幹相談支援センターにおいて、障害のあるひきこもりの方およびその家族等からの相談を受けつけます。障害に起因する可能性が高いと思われる場合は、必要に応じて障害者まちかど相談室や東葛市民後見人の会のアウトリーチ事業、精神科医師が対応する心の相談、県が設置した「ひきこもり地域支援センター」と連携しながら、訪問相談や面接等の支援を行っていきます。</p> <p>なお、障害のあるひきこもりの方は、特性上理由が不明な場合が多く、障害を起因とするひきこもりでない場合もあるため、他機関との連携による潜在的なひきこもりの把握や相談および居場所づくりについて検討していきます。</p>

		○障害のあるひきこもりの方に対する支援機関のネットワークの構築
5	精神保健福祉の充実	<p>家族を対象とした心の健康クラブについて、利用者の状況に合わせて利用しやすい事業運営を実施していきます。</p> <p>心の相談、アルコール関連問題相談については、講演会の開催等により事業内容の周知を進め、継続して実施していきます。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、精神科医療、福祉関係者による協議の場を設置するとともに、入院中の精神障害者の地域移行を推進していきます。</p> <p>自殺対策については、「自殺対策計画」に基づき、自殺を防ぐための取組として、自殺予防の啓発、相談窓口やネットワークの強化、ゲートキーパーの養成を行っています。</p> <p>○心の健康クラブの実施 ○心の相談の実施 ○アルコール関連問題相談の実施 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○自殺対策（社会福祉課）</p>

(2) 権利擁護の推進

障害のある方が施設や地域の中で安心して生活できるよう、権利を擁護する支援体制が求められています。そのため、障害のある方をはじめ、施設従事者や雇用者、養護者に対して虐待への理解を深めることや、成年後見制度の活用や障害者差別解消法の啓発等の推進を図ります。

No.	施策・事業	内容
1	障害のある方への虐待を防ぐための支援	<p>障害のある方の尊厳を傷つけ、自立および社会参加の妨げとなる虐待を防止することは、極めて重要です。そのため、市民に対する啓発活動や施設従事者への研修等を実施し、障害者虐待を予防する施策を推進します。また、関係機関との連携を強化して早期発見につなげ、通報等への迅速な対応および安全確保のための一時保護事業等を実施していきます。</p> <p>○障害者虐待防止センターの運営 ○障害者虐待防止法の理解の促進 ○虐待に対する相談、指導、一時保護の実施 ○虐待防止のための研修および啓発活動の実施 ○障害福祉サービス事業所職員研修の実施 ○自立支援協議会権利擁護部会との連携</p>

2	成年後見制度の活用の促進	<p>成年後見制度の活用を促進するため、申立てができる親族がいない障害のある方に対する市長申立てによる支援や、制度にかかる報酬の助成を受けなければ制度の利用が困難な方への報酬扶助を実施していきます。</p> <p>また、法人後見への支援、市民への周知・啓発活動を実施し、制度の普及に努めていきます。</p> <p>国の動向をふまえ、適宜内容の見直しを検討していきます。</p> <p>○成年後見制度に基づく市長申立ての実施 ○成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成事業の実施 ○成年後見制度の普及啓発</p>
3	障害者差別解消法の啓発	<p>すべての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現へ向け、障害を理由とする差別の解消を目的として啓発を行っていきます。</p> <p>○障害者差別解消法の理解の促進</p>

コラム④ 興味があるものに参加してみませんか？

○仲間と共に歩む「アルコール教室」

楽しいはずのお酒が自分を苦しめる…やめなきゃと思ってもお酒をやめられない…断酒を一人で頑張ってしまうっていませんか？同じように断酒を続けている、苦しみを乗り越えて今を楽しんでいる、お酒をやめた方やそのご家族が、あなたと仲間として出会うのを待っています。

日時・場所 毎月第1金曜日 14時30分～16時、保健センター（参加費無料）

○「心の健康クラブ」で話しませんか？

家族の話はなかなか話しにくいもの。でも、こころの病気を抱えた方を支えている家族が、本当は一番支えを必要としているのでは？他の人はどうしているんだろう、こんなとき誰に相談できるんだろう。同じような悩みを抱えた方と一緒に話してみませんか？他の人に言えない悩みを語り合い、励まし合い、支え合いましょう。お気軽にご参加ください。

日時・場所 原則毎月第3月曜日 14時～16時、保健センター（参加費無料）

問い合わせ 障害福祉支援課 障害者相談担当 04-7185-1111



基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実



【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、活発に社会に参加していくためには、地域におけるサービスの質や量を確保し、サービスの情報提供から利用まで総合的な支援体制を整備することが必要です。一方で、真に入所が必要な重度障害のある方に対し、安全・安心な居住の場と日中活動の場として入所施設の継続利用を支援することも必要です。

これまで、本市は医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした短期入所（ショートステイ）の事業所やグループホームの拡充、地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所への移行支援を実施してきました。今後は、緊急時の対応や親亡き後を見据えた体験入居の機能や専門的な相談支援が提供できる体制の充実が必要であり、計画的に基盤整備を進めていく必要があります。

また、必要なサービスの質と量を確保し、充実した障害福祉サービス等を提供するためにも、事業所が安定して運営できる仕組みづくりや、障害のある方、特にグループホーム等に入居している方の休日の過ごし方については、国の制度に基づいて推進していきます。

さらに、自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮すると共に、障害のある方の障害福祉サービス等その他の日常生活への支援を充実していくことで、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加の実現を図っていきます。

【基本方針】

(1) 日常生活への支援

障害のある方が安心して地域で暮らせるよう、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の在宅生活におけるサービスの内容を充実させると共に、必要な時に必要なサービスが受けられる体制を整備します。

No.	施策・事業	内容
1	福祉用具等の給付の推進	<p>日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具等を必要とする方に、日常生活用具を給付します。給付品目は、適宜見直ししながら、より現状に即した使用しやすい用具を給付できるよう検討していきます。</p> <p>また、障害の部位を補うことや機能低下の代償等を必要とする方に、補装具を給付します。</p> <p>これらの給付は、費用の一部または全部を支給することにより行います。</p> <p>○日常生活用具の給付</p>

		○補装具の給付
2	障害福祉サービスの充実	<p>障害者総合支援法において、障害福祉サービスは介護給付と訓練等給付に分けられており、介護給付には、居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・療養介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ）等があり、訓練等給付には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・共同生活援助（グループホーム）等があります。今後は、自立生活援助や就労定着支援を含めた各サービスの充実に努めると共に、福祉施設入所者・精神科病院入院患者が日中サービス支援型指定共同生活援助を利用し、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活へ移行できるような体制を確保していきます。</p> <p>また、家族の介護負担を軽減するため、日中一時支援事業を実施します。</p> <p>○介護給付 ○訓練等給付 ○日中一時支援事業 ○配食サービスの実施 ○訪問入浴サービスの実施 ○理髪サービスの実施</p>

(2) 意思疎通の支援

障害のある方の日常生活における円滑なコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣等のコミュニケーション支援を推進します。また、障害に配慮し、市のホームページや広報あびこでの構成を工夫すると共に、わかりやすい方法により情報を提供していきます。

No.	施策・事業	内容
1	コミュニケーション支援の推進	<p>聴覚障害のある方が、円滑なコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者および要約筆記者の派遣等を実施すると共に、手話奉仕員の養成講座および中途失聴者・難聴者に向けて手話講習会・読話講習会を開催します。</p> <p>また、脳の損傷により、聞く・話す・読む・書く等に障害のある方（失語）とのコミュニケーションを図るため、失語に関する知識と会話技術を持った意思疎通支援者を派遣します。</p> <p>○コミュニケーションの支援 ○手話奉仕員の養成</p>

		<p>○手話通訳の充実</p> <p>○失語のある人向け意思疎通支援者の派遣（障害者福祉センター）</p> <p>○手話講習会・読話講習会の実施（障害者福祉センター）</p>
2	情報取得への支援の充実	<p>障害福祉に関する情報をまとめた「障害福祉のしおり」を発行し、わかりやすく正確に情報提供していきます。</p> <p>広報紙「広報あびこ」では、視覚障害のある方向けに朗読音声を収録した「声の広報あびこ」でもお知らせします。</p> <p>市ホームページでは、すべての人が安心して外出できるよう、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽！あびこ」を公開しています。また、市ホームページの表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな表示の機能で情報を提供し、障害に配慮したページづくりを行っています。今後も、ホームページの充実を図り、バリアフリー情報を提供していきます。</p> <p>さらに、視覚障害のある方が判別しやすいよう点字シールや音声コードを付した郵送物について、関係各課と協議しながら実施します。</p> <p>それぞれの業務を通じて、障害のある方に対して必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障害福祉サービス等の活用が促されるようにします。</p> <p>○障害福祉のしおりの発行</p> <p>○声の広報あびこ（秘書広報課）</p> <p>○市ホームページの文字拡大・音声読み上げ（秘書広報課）</p> <p>○視覚障害に配慮した郵送物による情報提供の実施</p>

(3) 経済的支援の充実

障害のある方の経済的自立を支援するため、本人および家族等への経済的負担の軽減を図る必要があります。各種福祉手当や医療費の給付、その他の助成事業等、経済的支援の充実を図ります。

No.	施策・事業	内容
1	経済的支援の充実	<p>障害のある方やその家族等の経済的な負担を軽減するため、各種福祉手当や医療費等の給付等を実施します。</p> <p>また、指定難病の方に対して特定疾病療養者援助金を給付します。</p> <p>○各種福祉手当の給付</p> <p>○自立支援医療費の給付</p> <p>○重度障害者医療費の給付</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム等家賃の助成・充実 ○一時介護委託料の助成 ○障害者支援施設等通所費用の助成 ○福祉タクシー運賃の助成 ○住宅改造費の助成 ○自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成 ○特定疾病療養者援助金の給付（健康づくり支援課）
--	--

(4) 日中活動の場・住まいの場の充実

障害のある方が住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るためには、日中活動の場・住まいの場の確保が不可欠となります。これまで本市では、住まいの場としてのグループホーム等の立ち上げや施設の改修費用の補助を実施してきました。また、日中活動の場についても障害福祉サービスを実施する事業者へ建設費等の補助を行ってきました。

今後も、障害のある方が安心して生活できるよう、日中活動や住まいの場の整備に対する補助を実施すると共に、医療との連携強化や地域生活支援拠点の整備により、地域で生活できるよう支援を行っていきます。

No.	施策・事業	内容
1	日中活動の場の充実	<p>障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るため、現在の施設整備費補助や運営費補助等について、必要性を検証しながら継続していきます。また、地域活動支援センターがより良質なサービスを提供することができるよう、指定障害福祉サービス事業への移行にかかる施設整備費を補助していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所の施設整備・運営支援 ○地域活動支援センターの運営支援
2	住まいの場の充実	<p>障害のある方の地域生活への移行の推進や地域における住まいの場の確保にあたり、グループホーム等を運営する事業所の安定的な運営を図るため、施設整備費補助や運営費補助等について実施していきます。</p> <p>また、障害のある方の緊急時の受入体制の確保や「親亡き後」を見据えたグループホームの体験の場の確保等、地域での生活の拠点を整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの施設整備・運営支援 ○生活ホームの運営支援
3	公設施設運営の充実	<p>あらかき園では、日常生活の介護が必要な方に対し、食事や排せつの支援を継続して行うと共に、喀痰吸引等を必要</p>

	<p>とする利用者を受け入れるための体制を整備します。また、機能訓練や体力づくり、創作的活動、季節に合わせた行事、各種余暇活動等を継続して実施していきます。</p> <p>障害者福祉センターでは、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、専門職による機能訓練や社会適応訓練を継続して実施していきます。また、新たに自立訓練（生活訓練）事業所「あおぞら」を令和2年度に立ち上げ、日常生活・社会生活を送るために必要な「社会生活力」を身に着けるための支援を行います。なお、地域活動支援センター事業については、内容の見直しや他の事業等への移行等を検討していきます。</p> <p>○あらかき園運営の充実（あらかき園） ○障害者福祉センター運営の充実（障害者福祉センター）</p>
--	---

(5) 保健・医療支援の促進

医療的ケアを要する障害のある方の在宅生活を支援するため、在宅医療・福祉連携体制の整備が求められています。医療を必要とする方と家族が安心して在宅で過ごすためには、訪問看護によるサポートや、専門医療機関、福祉・教育等との連携が非常に重要です。

また、高齢化する障害福祉サービス利用者に配慮した支援を充実し、推進する必要があります。

No.	施策・事業	内容
1	高齢障害者支援施策の推進	<p>障害者総合支援法の改正に伴い、長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢期の障害のある方に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減を踏まえ、高齢化する障害福祉サービス利用者に合った支援を推進します。</p> <p>○高齢障害者が介護保険へ移行した場合の障害福祉制度による利用者の負担軽減 ○高齢障害者に対応した障害福祉サービスの推進（障害福祉支援課、高齢者支援課）</p>
2	在宅医療支援の推進	<p>医療的ケアを要する障害のある方や難病の方の在宅生活を支援するため、在宅医療に関する情報を集約し、障害特性に合わせた看護・介護ができるよう、福祉と医療との連携を充実させます。</p> <p>○在宅医療支援の推進 ○重度訪問介護利用者が入院した場合の医療機関における</p>

		障害者支援
3	健康づくり体制の充実	<p>妊産婦健康診査、特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診、歯科健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めていきます。</p> <p>また、障害のある方への口腔の健康維持のため、希望する福祉サービス事業所等の利用者に対し、継続して歯みがき指導を実施していきます。</p> <p>○各種健康診査、各種がん検診、歯科健康診査（健康づくり支援課）</p> <p>○歯科健康相談・健康教育（健康づくり支援課）</p> <p>○出前講座等を通じた生活習慣病予防に関する情報発信（健康づくり支援課）</p>

(6) 質の高い福祉サービスの提供

公施設であるあらしき園および障害者福祉センターでは、質の高いサービスを提供できるよう専門職を配置し、民間事業所への技術的な援助を強化して支援の充実を図ります。

No.	施策・事業	内容
1	公施設による支援の充実	<p>市の専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等）を民間事業所へ派遣し、技術的支援や連携を強化することで、民間事業所のサービスの質を確保していきます。</p> <p>あらしき園では応用行動分析学と摂食嚥下についてスーパーバイザーによる助言・指導を受けています。蓄積した重度重複障害者への行動面や食事介助の技法等の支援技術をあらしき園職員が民間事業者へスーパーバイズすることで、民間事業者での重度重複障害者の受け入れ態勢をバックアップします。</p> <p>○事業所への専門職派遣 （あらしき園、障害者福祉センター）</p>
2	障害福祉サービス事業所指定・監査の充実	<p>障害福祉サービス事業所に対する監査等を強化することで、質の高いサービスを維持できるよう、事業所の指定および監査業務を継続して実施していきます。</p>

		○障害福祉サービス事業所の指定および監査
3	人材の確保の推進	<p>市の専門職採用を継続的に行うと共に、学校等の研修による人材の確保を行います。</p> <p>市のホームページや広報等を利用し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを積極的に周知します。</p> <p>○専門職採用の推進 ○周知・広報</p>



コラム⑤ 障害者まちかど相談室とは？

市では委託事業として、障害のある方やそのご家族等が、身近な地域で気軽に相談出来るよう、「我孫子地区」「天王台地区」「湖北地区」「新木地区」「布佐地区」の5か所に「障害者まちかど相談室」を開設しています。市役所が遠かった地域の方にも気軽に相談して頂けるよう、地区ごとの配置となっています。また、ご自宅にお伺いしての相談にも応じています。秘密厳守で相談無料です。一人で悩まずに、まずは、お気軽にご相談ください。

No.	名 称	所 在（電話）
1	我孫子地区障害者まちかど相談室 （あびこ相談支援センター）	寿2-27-41 TEL 7196-6131
2	天王台地区障害者まちかど相談室 （相談支援事業所むつぼし）	柴崎861-1 TEL 7183-1511
3	湖北地区障害者まちかど相談室 （サポートセンターけやき）	都部新田37-2 TEL 7187-1944
4	新木地区障害者まちかど相談室 （相談支援事業所れがあと）	南新木2-3-1 TEL 7115-9677
5	布佐地区障害者まちかど相談室 （アコモード相談支援事業所）	布佐平和台4-1-1 TEL 7189-0880



基本目標4 就労・社会参加の促進



【現状と課題】

障害のある方が働くことを通して、安定した生活の維持や生きがいのある生活を送るためには、多様な就労ニーズに対応し、障害の程度や特性に応じた就労環境づくりを推進する必要があります。

改正障害者雇用促進法により、雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止および障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められ、また、令和3年3月から障害のある方の法定雇用率が引き上げられることに伴い、今後も就労するための支援や就労した後の定着のためのフォローアップ支援の充実が求められています。

本市では、障害者就労支援センターを設置し、障害のある方の一般就労に関する相談・支援に取り組んでいます。市内福祉施設の利用者を対象に実施する就職準備訓練は、就職希望者の増加に伴い、訓練スペースを拡充して対応しています。今後も増え続けている精神障害のある方や発達障害の傾向がある方の相談に対応するために、評価機能と就職準備訓練を継続して行っていきます。

また、障害者優先調達推進法による方針の策定および取り組みを推進することで、障害福祉施設等の受注の機会を確保し、福祉的就労をしている障害のある方の自立を促進していきます。

さらに、生活の質の向上を図るためには、スポーツ・レクリエーション、芸術文化等の余暇活動が重要です。しかし、スポーツ・文化施設や各団体における障害のある方の受け入れについては、設備面や人的な課題が多く、誰でも参加できる環境の整備等を検討する必要があります。

【基本方針】

(1) 就労の促進

就労支援の取り組みについては、障害者就労支援センターを中核として職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置し、就労を希望する方からの相談、訓練を通してスムーズな一般就労への移行を支援してきました。今後も、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所、特例子会社等と連携し、相談の受付から就職後のフォローアップまで一貫した支援を提供します。

また、福祉施設から一般就労への移行を促進すると共に、就職後の定期的な面談の実施や職場訪問、労働時間や業務内容に関する就職先への助言等の支援についても継続して実施し、一般就労に移行した人が職場に長期定着できるよう支援します。

No.	施策・事業	内容
1	就労の促進	就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の利用者で一般就労を目指す方に対して、相談、評価、就職準備訓練の一貫した支援を行います。就労移行支援事業所への技術的な援

		<p>助を行い、訓練をする利用者のアセスメント（分析や評価）を強化します。就労に向けた適切な評価と適性の把握をすることで、訓練がより有効に行われるようにサポートします。</p> <p>また、市職員採用においては、障害者活躍推進計画に基づき障害者雇用の確保に努めるとともに、障害者が長期に定着できる取組みを実施していきます。</p> <p>一方、就労した方に対しては、就労の定着を図るため、職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣や職場訪問、雇用主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行っていきます。定着支援の一環として、青年サークル「むぎの会」を運営し、就労している障害のある方の余暇活動を行います。</p> <p>また、障害者優先調達推進法にかかる方針の策定を毎年行い、その実績を公表します。各福祉施設で実施できる業務内容等の情報を収集すると共にホームページ等で公開し、物品および役務の調達推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労支援センターの充実（障害者就労支援センター） ○青年サークルむぎの会（障害者就労支援センター） ○市役所での就労の場の確保（総務課） ○障害者優先調達推進法にかかる方針の策定・推進 ○老人福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣 ○重度訪問介護による就労支援
--	--	---

(2) 社会参加の促進

障害のある方のスポーツ・レクリエーション、芸術文化等の余暇活動は、生活の質の向上につながり、身体機能の維持においても非常に重要です。また、このような社会参加が、障害のある方への理解の促進にもつながります。この余暇活動を支援するためには、より多くの活動の機会や情報を提供することが必要です。

No.	施策・事業	内容
1	障害のある方の主体的な活動への支援の充実	<p>単独では外出が困難な方の冠婚葬祭や各種申請手続き等、社会生活を送る上で欠かすことのできない外出や、イベントへの参加や趣味といった余暇活動等、社会参加推進のため、ガイドヘルパーの派遣（移動支援事業）事業を実施します。</p> <p>○移動支援事業の実施</p>
2	スポーツ・レクリエーションの推進	<p>障害者福祉センターでは、障害のある方でも楽しめるスポーツ・レクリエーションの講座を実施しています。また、余暇活動につながる体験教室の開催や、千葉県障害者スポーツ大会に</p>

		<p>参加する方への支援を行っています。なお、講座については参加者が減少しているため、講座のあり方について検討していきます。</p> <p>文化・スポーツ課においても、スポーツ推進委員が、誰でも手軽に楽しめる「ニュースポーツ」を通じて、福祉施設の利用者と交流を図っています。</p> <p>また、障害者団体へのスポーツ推進委員の派遣や他団体と連携し、イベントや研修を行っています。</p> <p>今後、本市の広報やホームページ、福祉施設連絡会等において障害のある方でも楽しめるスポーツの啓発や情報提供等を行い、広くスポーツに親しめる機会を提供します。</p> <p>○障害のある方でも参加できるスポーツ・レクリエーションの推進（障害者福祉センター、文化・スポーツ課）</p>
3	芸術・文化活動の推進	<p>障害者福祉センターでは、日中活動での作品制作や、市内の公共施設等での作品展示を行い、障害のある方の芸術・文化活動を推進しています。</p> <p>○障害のある方の芸術・文化活動の推進（障害者福祉センター）</p>

基本目標5 安心して暮らせる環境づくり



【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、すべての市民にとって安心して暮らせる環境づくり、誰にとってもバリアフリーなまちづくりが必要です。

今後も引き続き、関係機関や民間事業者、市民と連携し、安心して生活できる生活環境の整備、バリアフリーとユニバーサルデザインの普及・啓発を推進していく必要があります。

また、災害時に配慮を要する方に対する支援のあり方が問われています。本市においても東日本大震災による被害を受けたことで、特に障害のある方や高齢者は、移動手段や情報を得ること等に不安を抱えて生活しています。

市では、東日本大震災の教訓や国の方針等に基づき、地域住民や地域の組織・団体等による避難支援体制の構築へ向け、「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、市民安全課を中心として、災害時の要支援者対策に取り組んでいます。今後も、避難場所での生活に地域における共助の力を最大限活用しながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症等、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある新しい感染症への対策を適切に実施する必要があります。

【基本方針】

(1) 快適な居住環境づくり

誰もが社会的活動に参加しやすい環境を目指し、千葉県福祉のまちづくり条例に沿った福祉のまちづくりを総合的に推進します。

また、歩道段差解消や点字ブロック補修・設置等、バリアフリー化を進める事業を計画的に実施していきます。

No.	施策・事業	内容
1	道路・交通のバリアフリーの推進	<p>駅施設については、バリアフリー化を推進し、駅を利用するすべての人が安全で快適に利用できる環境を関係機関と協力しながら整備していきます。</p> <p>市内の自動車教習所や病院等が運行している送迎バスの空席を活用し、高齢者や障害のある方の買い物、通院、交流等の外出を支援します。</p> <p>歩行空間については、段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックの敷設等を計画的に行うと共に、警察署と連携し、視覚障害者用信号機や交通信号機等の交通安全施設を整備します。また、歩道に自転車や荷物を放置しないよう市民へ啓発します。</p> <p>○駅舎および駅周辺の整備（交通課）</p>

		<p>○事業者等の送迎バスの空席を活用した外出応援事業（交通課）</p> <p>○歩行空間の整備（道路課、交通課）</p>
2	バリアフリー情報の提供	<p>すべての人が安心して外出できるように、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽！あびこ」をホームページで公開しています。今後も随時内容を更新し、バリアフリー情報を提供していきます。</p> <p>○バリアフリー情報提供事業（障害者福祉センター）</p>

(2) 防災・災害・緊急時対策

自力で避難が困難な障害のある避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難が困難であり、被害を受けやすい立場にあるため、「支援が必要」であることを周囲の人にわかりやすく表示する等、避難支援対策の充実・強化が求められています。災害時の避難所では、肢体不自由・聴覚・視覚・知的・発達・精神障害等、それぞれの特性に合わせた配慮が必要であり、地域の誰もが障害の特性に対応した「マニュアルづくり」や、本人も参加する地域での「防災訓練」等顔の見える関係での地域づくりが非常に重要です。

また、災害時以外についても、緊急時の対応に有効なヘルプカードやNET119の周知・活用を図っていきます。

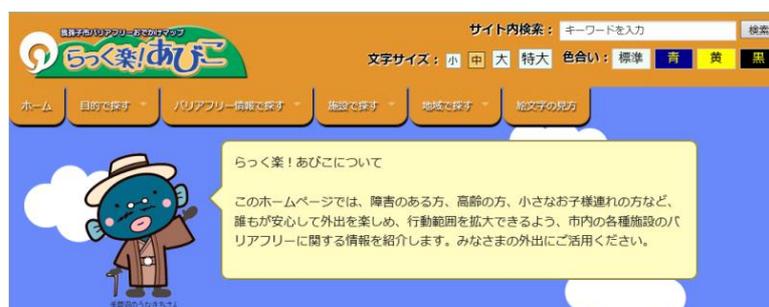
No.	施策・事業	内容
1	避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援	<p>「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」および「我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、同意前提方式による要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援団体に対して名簿を提供できる環境を整備します。</p> <p>また、避難支援団体へ名簿の提供が進み、個別計画作成の環境が整った段階で個別計画作成検討会を設置し、それに合わせ、健康福祉部で構成する要配慮者班として福祉避難所運営マニュアルを策定していきます。</p> <p>○避難行動要支援者避難支援計画の推進（市民安全課）</p> <p>○避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>○福祉避難所の指定（市民安全課）</p> <p>○福祉避難所運営マニュアルの策定（健康福祉部）</p> <p>○福祉避難所受け入れ訓練</p> <p>○災害避難所要支援者用ベストの活用</p> <p>○福祉施設での避難訓練（あらかき園、障害者福祉センター、こども発達センター）</p>

2	緊急時の対応	<p>いざというときに必要な支援や配慮を周囲に知らせるヘルプカードの携帯や、聴覚や発話に障害のある方が携帯電話やスマートフォンを使って素早く119番に通報するためのNET119について広く周知し、活用していきます。</p> <p>体調不良などの緊急事態に機敏に行動することが困難な高齢者及び障害がある方に対して、ボタン一つで委託先の受信センターにつながる緊急通報装置を設置することによって、住み慣れた地域で安心して自立し在宅生活を営めるよう支援します。また、家族の身体的かつ精神的負担の軽減を図っていきます。</p> <p>○ヘルプカードの周知および活用 ○NET119の周知および活用（消防本部、障害福祉支援課） ○緊急通報システム装置の貸与（高齢者支援課、障害福祉支援課）</p>
3	感染症への対策	<p>障害福祉施設における新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどの感染症対策を強化する取組を継続するとともに、情報提供と啓発をしていきます。</p> <p>○市内施設への情報提供・啓発</p>

コラム⑥ バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」

すべての人が安心して外出を楽しめ、行動範囲を拡大できるよう、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」を市のホームページで公開しています。市内の各種施設のバリアフリーに関する情報を紹介しています。みなさまの外出にぜひご利用ください。

トップページ>健康・福祉>障害者福祉>バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」
(外部サイト)



第5章 障害福祉サービス等の目標

第1節 国の基本指針の概要

障害者総合支援法に基づく、本計画（第6期障害福祉計画）は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の「基本理念」や「基本的考え方」等に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年を期間とする、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業に関する目標値や見込量を定め、サービスの提供体制を確保していくために策定するものです。

「我孫子市子ども発達支援計画」では、国の「第2期障害児福祉計画」の指針に基づき、「第2期子ども発達支援計画」として策定しています。ライフステージに沿って、子ども担当部署と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の充実を図っていきます。

【基本理念】

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害福祉人材の確保
- (6) 障害者の社会参加を支える取組

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

- (1) 訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

【相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方】

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 協議会の設置等

第2節 成果目標の設定

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、次に掲げる事項にかかる成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標

【目標数値の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込みます。その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	54人	令和元年度末時点の福祉施設入所者数
令和5年度末施設入所者数(B)	52人	令和5年度末時点の福祉施設入所者数
【令和5年度目標値】 削減見込者数	2人	令和5年度末時点における施設入所者を令和元年度末時点から1.6%削減することを目指す。 ※第2期我孫子市障害者プランにおける未達成割合2%（令和元年度末時点）
【令和5年度目標値】 地域移行見込者数	6人	令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域移行することを目指す。 ※第2期我孫子市障害者プランにおける未達成割合3.7%（令和元年度末時点）

※成果目標1について、第2期我孫子市障害者プランにおける数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値としています。

(2) 目標値の現状

本計画において、国の指針によると本市では6人の方の地域移行を目指すこととなりますが、現在入所を継続している方については、高齢化や障害の重度化により医療

的ケアや高度な支援が必要となってくることから、地域における高度な支援体制を整備する中で、生活や日中活動の場を確保していくことが必要であると考えます。

(3) 目標達成のための取り組みの方向性

重度の障害のある方でも、住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るためには、生活や日中活動の場の確保が不可欠となることから、引き続きあらかき園等の公施設による民間事業所への技術的な支援を継続して実施しながら、医療との連携を強化し、高度な支援が必要な方でも地域で生活できるよう支援していきます。

また、日中サービス支援型共同生活援助を充実させることにより、地域における常時の支援体制の確保を推進していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

【目標数値の考え方】

精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

国の指針により、令和5年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること、また、精神病床における早期退院率に関して、令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることが目標として定められており、実現に向けて地域生活に移行するための各数値目標を設定します。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込み	2	4	6
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加人数の見込み	10	15	20
協議の場における目標設定および評価の実施回数見込み	2	2	2
精神障害者の地域移行支援利用者数の見込み	1	2	3
精神障害者の地域定着支援利用者数の見込み	1	2	3

精神障害者の共同生活援助利用者数の見込み	80	90	100
精神障害者の自立生活援助利用者数の見込み	2	3	4

(2) 目標値の現状

入院中の精神障害者が退院に向けて準備を行う際は、医療や福祉等の関係機関が連携・調整しながら進めています。しかし、現在、地域移行支援や地域定着支援の利用者は少ない状況です。また、長期入院している精神障害者の地域生活を支える社会資源の充実も求められています。

(3) 目標達成のための取り組みの方向性

自立支援協議会相談支援部会に地域包括ケアシステムの協議の場を設定し、入院中の精神障害者の地域生活に係る事業について重点的に取り組んでいきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 成果目標

【目標数値の考え方】

国の指針として令和5年度末までに、地域生活支援拠点を1カ所以上確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討することが定められており、実現に向けて各数値目標を設定します。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	2	2	2
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1	1	1

(2) 目標値の現状

地域生活支援拠点の機能を有する事業所が市内に2カ所設置されています。地域での暮らしの安心感を確保し、自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保をすることにより、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、支援をしています。

(3) 目標達成のための取り組みの方向性

自立支援協議会において、強化すべき機能について検討していきます。

4 福祉施設等から一般就労への移行等

(1) 成果目標

【目標数値の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定します。

【目標値】

	項目	数 値	考え方
一般就労移行者数	令和元年度の一般就労移行者数	31人	令和元年度に就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の人数
	令和5年度中の一般就労移行者数	40人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍
	令和5年度中の障害福祉サービス毎の一般就労者数	33人	令和元年度の就労移行支援事業を通じて、一般就労への移行実績の1.3倍
		4人	令和元年度の就労継続支援A型を通じて、一般就労への移行実績の概ね1.26倍
		4人	令和元年度の就労継続支援B型を通じて、一般就労への移行実績の概ね1.23倍
就労定着率	令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	7割以上	就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者
	令和5年度における就労定着率※	7割以上	市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数

※令和5年度末時点とします。

(2) 目標値の現状

一般就労移行者数および就労移行支援事業所利用者数については、本市で設置している障害者就労支援センターにおける個別支援や、就労移行支援事業所の利用により増加傾向にあります。

市内の就労移行支援事業所は3か所に増え、令和元年度末において、就労移行支援事業の利用者の64%は市内の事業所を利用している状況です。

(3) 目標達成のための取り組みの方向性

就労支援センターでは引き続き、一般就労を希望する障害のある方に対して関係機関と連携のもと、就労アセスメントを強化し、適切なジョブマッチングを図り、無理なく長期に就労ができるようフォローアップを進めていきます。また、近隣で障害のある方を受け入れてくれる企業の情報や特例子会社の情報提供を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進を図ります。

このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組を推進します。

また、高齢になった障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を引き続き実施するとともに、他のサービスや事業に適切につなぐことが出来る体制の構築を進めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標

【目標数値の考え方】

国の指針として令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を定めており、実現に向けて各数値目標を設定します。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み	5	6	7
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数などの見込み	300	310	320

(2) 目標値の現状

障害福祉支援課内に基幹相談支援センターを設置し、市内5地区にそれぞれの地域の相談窓口として、「障害者まちかど相談室」を設置しています。地域において障害者まちかど相談室の定着が進むにあたり、年々、各相談室の相談件数が増加し、ニーズも多様化しています。そのため、これまで以上に相談支援従事者のスキルアップや、関係機関との連携の強化による相談支援の質の向上が求められています。

(3) 目標達成のための取り組みの方向性

基幹相談支援センターを中心とした障害者まちかど相談室および関係機関のさらなる連携強化や情報共有、研修等の実施により、相談支援事業の機能を充実・強化させ、利用しやすく、質の高い専門的な相談の提供ができる相談支援体制への取り組みを推進していきます。また、これまでも社会問題として注目されているひきこもりや8050問題については、本市での相談件数も増加傾向にあり、その中の障害に起因すると思われる相談に対応した支援の方法を検討していきます。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 成果目標

【目標数値の考え方】

- ・ 都道府県の実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数の見込み
- ・ 自立支援審査支払システム等による審査結果を活用し、事業所への実地指導に活用する見込み

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み	4	4	4
自立支援審査支払システム等により、事業所と審査結果を共有する回数の見込み	10回/年	10回/年	10回/年

(2) 目標値の現状

県からの権限移譲を受け、指定障害福祉サービス事業者への実地指導を行っています。サービスの評価、支援の助言等、適正化を図っています。

また、審査支払システムの導入により事業所の請求内容について適正化を図っています。

(3) 目標達成のための取り組みの方向性

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行われていることを実施指導等で確認・助言をしていきます。

第3節 障害福祉サービス等の見込み量（活動指標）

障害のある方に対する障害福祉サービス等については、「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」に分類されています。

本計画では第5期障害福祉計画の実績を踏まえ、成果目標を達成するための活動指標として、第6期障害福祉計画の障害福祉サービス等の必要な見込み量を定めています。

なお、国の基本的な指針に基づき、障害福祉サービスの見込み量については各年度の3月を基準とする「1か月間」とし、地域生活支援事業については「1年間」の必要となるサービス提供量を見込んだ数値としています。ただし、相談支援のサービス見込み量については、各月の利用者数の平均としています。

障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

1 障害福祉サービス	
(1)訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護、 ○重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型・医療型）
(3)居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助 ○施設入所支援
2 相談支援	
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
3 地域生活支援事業	
【必須事業】 (1)理解促進研修・啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業 ○相談支援事業 ○相談支援強化事業 ○住宅入居等支援事業 (4)成年後見制度利用支援事業 (5)成年後見制度法人後見支援事業 (6)意思疎通支援事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業 ○失語のある人向け意思疎通支援者の派遣事業 ○手話通訳者設置事業 (7)日常生活用具給付等事業 ○介護訓練支援用具 ○自立生活支援用具 ○在宅療養等支援用具 ○情報・意思疎通支援用具 ○排せつ管理支援用具 ○住宅改修費 (8)手話奉仕員養成研修事業 (9)移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業） (10)地域活動支援センター事業	
【任意事業】 (11)その他 ○日中一時支援事業 ○訪問入浴サービス事業	

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障害のある方の居宅を訪問し、介護や家事等の必要な援助をするもので、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、外出する際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害または精神障害のある方が外出する際、本人に同行して、行動する際の危険回避に必要な援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する常時介護を必要とする障害により、行動上著しい困難を有する方に対し、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

◆訪問系サービスの見込量算定の考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスについては、障害のある方が地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、また、今後、施設入所等から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増えていくと考えられます。障害のある方が地域で安心して暮らしていくために、障害種別にかかわらずサービスが提供できるようサービス提供体制の整備を進めます。

なお、重度障害者等包括支援事業については、前計画の対象者や利用実績がなく、近隣に事業者がないことから、今後も利用がないものと見込みます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	実人/月		147	151	156
	時間/月		1,911	1,963	2,028
重度訪問介護	実人/月		4	5	6
	時間/月		50	56	62
同行援護	実人/月		29	30	31
	時間/月		377	390	403
行動援護	実人/月		5	5	5
	時間/月		25	25	25
重度障害者等包括支援	実人/月		1	1	1
	時間/月		250	250	250

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある方で、地域で安定した生活を送るために、障害者支援施設等で、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供するサービスです。障害支援区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の方が対象になります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の方が対象になります。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るための支援が必要な身体障害のある方や難病等対象者の方に対し、理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を通所や訪問による訓練と組み合わせて提供するサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るための支援が必要な知的障害のある方・精神障害のある方に対し、食事や家事等の日常生活能力が向上するための支援や日常生活上の相談支援を、通所や訪問による訓練と組み合わせて提供するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の人を対象に、知識・能力の向上、実習、求職に関する支援等を通じ、適性にあった就労等への移行に向けて訓練を実施するサービスです。適性にあった職場への就労・定着を目指し、期間を限定して提供するサービスで、標準的な利用期間は24か月です。

就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の障害のある方へ就労の機会を提供するサービスです。就労に必要な知識、能力が高まった方については、就労の移行へ向けての支援も行います。ただし、雇用契約に基づくサービス利用となり、サービス提供事業所の確保が困難と考えられることから、一部雇用契約によらない利用者と混合したサービス提供も可能とされています。
就労継続支援（B型）	就労移行支援や就労継続支援（A型）等を利用したが就労に結びつかなかった障害のある方や、50歳以上に達している障害のある方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が見込まれる方へ雇用契約を結ばない就労や生産活動の機会を提供するサービスです。
就労定着支援	就労した障害のある方に対し、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業、自宅等への訪問や障害のある方の来所により必要な連絡調整や指導・助言を一定期間行うサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を要する障害のある方に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を提供するサービスです。
短期入所（福祉型）	障害支援区分1以上の人で、居宅で介護を行っている方が病気等で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。
短期入所（医療型）	重症心身障害児（者）等、障害支援区分5以上等の要件を満たし、居宅で介護を行っている方が病気等で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援（医学的管理を含む）を提供するサービスです。

◆日中活動系サービスの見込量算定の考え方

日中活動系サービスについては、障害のある方の身辺自立や就労等を目指した訓練や社会参加を提供する場として必要不可欠なサービスで、今後も全体的に増加すると見込みます。

就労継続支援B型事業については、令和3年度に新規開設する事業所があることから、利用者数が増加することが見込まれます。

また、短期入所事業においては、将来的な自立に向けての利用や家族状況による緊急時の利用等を鑑み、必要なサービス量を見込みます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	実人/月	287	290	293	
	日数/月	5,453	5,510	5,567	
自立訓練（機能訓練）	実人/月	3	3	3	
	日数/月	46	46	46	
自立訓練（生活訓練）	実人/月	7	8	9	
	日数/月	91	104	117	
就労移行支援	実人/月	44	45	46	
	日数/月	748	765	782	
就労継続支援（A型）	実人/月	104	111	118	
	日数/月	1,872	1,998	2,124	
就労継続支援（B型）	実人/月	179	191	204	
	日数/月	2,685	2,865	3,060	
就労定着支援	実人/月	18	20	22	
療養介護	実人/月	11	11	11	
短期入所（福祉型）	実人/月	40	50	60	
	日数/月	280	350	420	
短期入所（医療型）	実人/月	2	3	4	
	日数/月	14	21	28	

（3）居住系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障害のある方が安心して地域で生活することができるよう、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしへの移行による地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し必要な助言・医療機関等との連絡調整や利用者からの相談・要請があった場合の訪問・電話・メール等による随時対応等の支援を行うサービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	夜間において介護が必要な重度の障害のある方や、通所が困難である自立訓練、就労移行支援の利用者へ、夜間における入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。

◆居住系サービスの見込量算定の考え方

居住系のサービスについては、特に長期的に施設入所をしている方の地域への移行を進めていくことや、重度の障害のある方に対応した日中サービス支援型共同生活援助の整備が求められています。

本計画においては、施設入所支援において国の方針に基づき令和元年度末の実績54人に対して、令和5年度末には1.6%削減することから、52人の計画値とします。共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助については、施設や入院から地域へ移行する人数を考慮し、必要なサービス量を見込みます。

サービス・単位		年度		
		3年度	4年度	5年度
自立生活援助 （うち精神障害者）	実人／月	3 (2)	4 (3)	5 (4)
施設入所支援	実人／月	53	53	52
共同生活援助 （うち精神障害者）	実人／月	194 (80)	209 (90)	219 (100)

2 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある方が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況や意向等を勘案しサービスの種類、内容等について計画を作成するサービスです。
地域移行支援	症状が安定しており受入条件が整えば退所、退院が可能な障害者支援施設に入所している者、精神科病院に1年以上入院している者、または1年未満の入院者で特に支援が必要な者等を対象とし、6か月以内を原則として、社会復帰を目指すために住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援等を実施するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者や、家族と同居していても家庭の状況により家族の支援を受けられない障害のある方を対象とし、一定期間内で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援等を実施するサービスです。

◆相談支援の見込量算定の考え方

障害のある方やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整、適切な障害福祉サービスを組み合わせてサービス等利用計画を作成する相談支援の需要は高く、今後も利用者の増加が見込まれます。

地域移行支援および地域定着支援については、長期の施設入所や入院から地域移行を進めることを鑑み、利用者の増加を見込みます。

サービス・単位		年度		
		3年度	4年度	5年度
計画相談支援	実人/月	114	118	121
地域移行支援 (うち精神障害者)	実人/月	2 (1)	3 (2)	4 (3)
地域定着支援 (うち精神障害者)	実人/月	2 (1)	3 (2)	4 (3)

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業で、障害のある方への理解を深めるための啓発、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援等日常に欠かせないサービスを実施するものです。地域の実情や利用者のニーズに対応したサービス量を見込みます。

(1) 理解促進研修・啓発研修

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することを目的とし、障害特性に関する教室の開催や各種イベントの開催、広報活動を実施する事業です。

◆理解促進研修・啓発事業における見込量算定の考え方

本計画において、市民のニーズに応じて事業内容を見直しながら継続して実施していきます。

サービス・単位		年度		
		3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障害のある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することを目的とし、ピアサポートや災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を実施する事業です。

◆自発的活動支援事業の見込量算定の考え方

当事者団体や家族会の障害者関係団体が、福祉まつりへの参加や、勉強会の実施等を通じて、意識啓発活動、災害・防災対策等の活動を行っていますが、さらに各施設や関係機関等との連携を図り、これらの自発的な事業を支援していきます。

		年度	3年度	4年度	5年度
サービス・単位					
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有

(3) 相談支援事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	地域の相談支援事業の中核的な役割を持ち、総合的な相談業務を行う相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等を配置した基幹相談支援センターを設置することや、障害のある方等誰もが身近な地域で相談できるような地域の実情に応じた相談支援体制を図る事業です。
相談支援機能強化事業	市における相談支援事業を適正かつ円滑に実施するために、一般的な相談支援事業に加え、専門的な職員を配置することで相談支援事業の強化を図る事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等にかかる支援をすると共に、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援する事業です。

◆相談支援事業の見込量算定の考え方

本計画については、障害のある方の増加やニーズの多様化、相談件数の増加に伴い、委託相談支援事業所である「障害者まちかど相談室」を継続して実施すると共に、引き続き基幹相談支援センターの機能強化を図っていきます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
相談支援事業	実施箇所数		5	5	5
	基幹相談支援センター設置の有無		有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無		有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無		有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	知的障害および精神障害のある方が、判断能力が不十分な状態で、家族や親族等による法的後見の開始の審判が期待できず、費用負担もできない方について、市長が法定後見制度の申立て等を行い、後見人等の報酬を負担する事業です。

◆成年後見制度利用支援事業の見込量算定の考え方

知的障害および精神障害のある方の増加に伴い、成年後見制度対象者も年々増えていきます。制度の周知や成年後見人等と連携の強化を図っていくため、増加を見込みます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	実人/年		13(10)	16(13)	19(16)

※()内は、報酬負担数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備すると共に、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、法人後見を安定して継続的に実施できるよう支援する事業です。

◆成年後見制度法人後見支援事業における見込量算定の考え方

本計画では、市民後見人育成カリキュラムへの支援を実施していきます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
		実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業			有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	日常会話において手話を通常言語とする聴覚障害のある方が、健聴者との円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を派遣する事業です。
要約筆記者派遣事業	要約筆記を希望する聴覚障害のある方が、健聴者との円滑な意思疎通が図れるよう要約筆記者を派遣する事業です。
失語のある人向け意思疎通支援者の派遣	失語のある人のコミュニケーションを支援するため、失語に関する知識と会話技術を持った意思疎通支援者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者を設置する事業です。

◆意思疎通支援事業の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。また、引き続き、障害福祉支援課内に手話通訳者を設置し、窓口での手話通訳や手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する受付等も行っていきます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
		実件/年			
手話通訳者派遣事業	実件/年	150	200	210	
要約筆記者派遣事業	実件/年	4	6	8	
失語のある人向け意思疎通支援者の派遣	延人/年	400	410	420	
手話通訳者設置事業	設置の有無	有	有	有	

(7) 日常生活用具給付事業

項目	項目の内容
介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等の自立生活を支援する用具です。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療養等を支援

	する用具です。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品です。
住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等の居宅生活活動を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

◆日常生活用具の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。

サービス・単位		年度		
		3年度	4年度	5年度
介護訓練支援用具	件数/年	10	10	10
自立生活支援用具	件数/年	16	16	16
在宅療養等支援用具	件数/年	22	23	24
情報・意思疎通支援用具	件数/年	40	41	42
排せつ管理支援用具	件数/年	2,950	3,000	3,100
住宅改修費	件数/年	5	5	5

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

◆手話奉仕員養成研修事業の見込量算定の考え方

手話奉仕員養成講座については、前期と後期の講座で、2年間にわたり、手話奉仕員を養成します。

サービス・単位		年度		
		3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講座実施の有無	有	有	有
	実養成研修修了見込み者数	10 (後期)	20 (前期)	15 (後期)

(9) 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

事業名	事業の内容
移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）	屋外での移動が困難な身体障害、知的障害、精神障害のある方に、ガイドヘルパーを派遣し外出の付き添いや介助をすることで、社会参加や余暇活動を促進する事業です。

◆移動支援（ガイドヘルパー派遣事業）の見込量算定の考え方

障害のある方の社会参加を促進するため、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も過去の実績から1人あたり年90時間として、利用者の増加に伴い増加を見込んでいます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
		実人/年	253	255	257
移動支援（ガイドヘルパー派遣事業）	時間/年	22,770	22,950	23,130	

(10) 地域活動支援センター事業

事業名	事業の内容
地域活動支援センター事業	障害のある方へ創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する事業です。

◆地域活動支援センター事業の見込量算定の考え方

市内の地域活動支援センターが、指定障害福祉サービス事業へ移行することを鑑み、サービス量を見込みます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
		実人/年	41	21	21
地域活動支援センター（市内）	箇所数	3	2	2	
	実人/年	3	3	3	
地域活動支援センター（市外）	箇所数	3	3	3	

(11) その他の地域生活支援事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等において、一時的に日中活動の場や見守り等の支援を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る事業です。
訪問入浴サービス事業	重度の障害のある方で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な方に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。

◆その他の地域生活支援事業の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。

サービス・単位		年度	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	実人/年		190	215	220
	時間/年		35,200	38,200	39,500
訪問入浴サービス事業	実人/年		7	8	8

第4節 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画は福祉・医療・保健・教育・雇用などの幅広い分野を対象とし、計画推進にあたっては地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するために、各分野との連携が重要であることから、障害福祉サービス事業所等、障害者団体、医療機関、NPO、民生委員、ボランティア、関係機関、庁内関係部署等と連携しながら取り組むことが必要です。

また、障害のある方の視点に立った施策の展開には、当事者が各障害者施策へ参加・参画することが重要であり、あらゆる機会をとらえて、障害のある方や家族等へのニーズや意見を把握することが必要です。

本計画の取り組み等の検証と評価をすることが必要であるため自立支援協議会を核として、障害福祉サービス等事業者、関係機関、関係団体、関連部門との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、協議して計画の推進に努めます。

2 達成状況の点検および評価

(1) 事業の進行管理

「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の手順を実施することで業務の質を高めていくために重要となります。

障害者総合支援法においては、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更やその他の必要な処置を講ずることとされています。

本計画に定めるサービス見込量の進行管理、点検は自立支援協議会において少なくとも年1回その実績を把握し、検証と評価を行い、必要があると認める時には計画の変更や事業の見直し等の処置を講じます。

(2) アンケートの実施

サービスを利用する障害のある方や事業所等の現状や意向の把握をするために、3年ごとに障害者プランアンケートを実施します。

第3期我孫子市障害者プラン

(令和3年度～令和5年度)

発行 令和3年3月

我孫子市 健康福祉部 障害福祉支援課

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

TEL 04-7185-1111 FAX 04-7183-1158

URL <http://www.city.abiko.chiba.jp>

E-mail abk_shougai Fukusishien@city.abiko.chiba.jp